

経営強化計画の履行状況報告書

平成 26 年 6 月

七十七銀行

目 次

1. 平成26年3月期決算の概要	1
(1) 経営環境	1
(2) 宮城県の復興動向	2
(3) 決算の概要	3
2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	5
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策の進捗状況	5
A. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策の進捗状況	5
B. 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策の進捗状況	1 2
(2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況	1 5
A. 被災者への信用供与の状況	1 5
B. 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況	1 6
(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	4 3
A. 創業又は新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化のための方策の進捗状況	4 3
B. 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援にかかる機能の強化のための方策の進捗状況	4 4
C. 早期の事業再生に資する方策の進捗状況	4 5
D. 事業の承継に対する支援にかかる機能の強化のための方策の進捗状況	4 5
3. 剰余金の処分の方針	4 6
4. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	4 7
(1) 経営管理にかかる体制	4 7
(2) 各種リスク管理の状況	4 8

1. 平成 26 年 3 月期決算の概要

(1) 経営環境

国内の景気は、デフレ脱却と経済再生に向けた経済対策の実施等により、生産や個人消費などに持ち直しの動きがみられるようになり、期の半ば以降は、各種政策の効果が発現するなか、消費税率引上げに伴う駆け込み需要もみられ、全体として緩やかな回復の動きとなりました。

今後については、新興国経済の動向や米国経済の回復ペースの鈍化など、海外景気の下振れリスクおよび消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動が懸念されますが、経済政策の効果等による企業収益や家計所得の改善等を背景に、景気の回復基調は継続するものと見込まれる状況にあります。

一方、当行の主要な営業基盤である宮城県の景気は、震災復旧需要などに伴い、経済活動は総じて高水準で推移し、緩やかな回復が続きました。

今後については、震災復興計画にもとづく震災復旧工事などの公共投資に加え、成長産業の創出・育成を伴う復興関連事業の進展などを背景に、引続き高い水準の経済活動を維持するものと見込まれます。

このように当行の主要な営業基盤である宮城県経済において、復興への取組みが一段と加速するなか、金融機関は、実体経済・企業のバックアップ役としてサポートを行い、経済をリードすることが求められております。さらに、地域金融機関は、地域密着という特性を活かし、中長期的な視点から、個々のお客さまが抱えている経営課題などに真摯に向き合い、真の経営改善につながる支援によるコンサルティング機能を発揮するなど、地域経済・社会の発展に貢献する必要があります。そのなかで、特に、当行は、地域と共にある金融機関として、震災で甚大な被害を受けた地域の復興・発展に向け、金融面から力強い支援を行っていく必要があります。

こうした経営環境のもと、当行では、活力に満ち、豊かで優しさにあふれる宮城、東北を取り戻すために、「金融仲介機能の発揮」、「地域の復興と更なる発展への貢献」、「防災・安全、環境配慮型社会への対応」を柱とする復興支援方針を策定（平成 23 年 12 月公表）しておりますほか、地域と共に持続的成長を遂げるため、震災復興と地域経済の活性化に向けた金融仲介機能を発揮するとともに、融資・コンサルティング力の強化等に取り組む、中期経営計画『「未来への力（POWER）」～再生と進化の 36 カ月～』を策定（平成 24 年 4 月公表）しております。

当行は、これら復興支援方針や中期経営計画をはじめ、金融機能強化法の震災特例を活用した劣後ローンの導入に際し策定（平成 23 年 12 月公表）した経営強化計画に基づき、引続き、力強い金融仲介機能を発揮し、金融面から地域の震災復興支援と経済の活性化の推進に向け、全力で取り組んでまいり所存であります。

(2) 宮城県の復興動向

A. 復興の進捗状況

震災から3年3カ月となりますが、以下の図に記載のとおり、宮城県の復興の進捗状況は、道路・橋梁施設などのインフラ関連で一定の進捗がみられるほか、被災者の住宅再建に向けた防災集団移転促進事業や災害公営住宅など、生活再建面でも、事業への着手が進んでおり、今後復興の本格化が見込まれる状況にあります。

B. 資金の供給

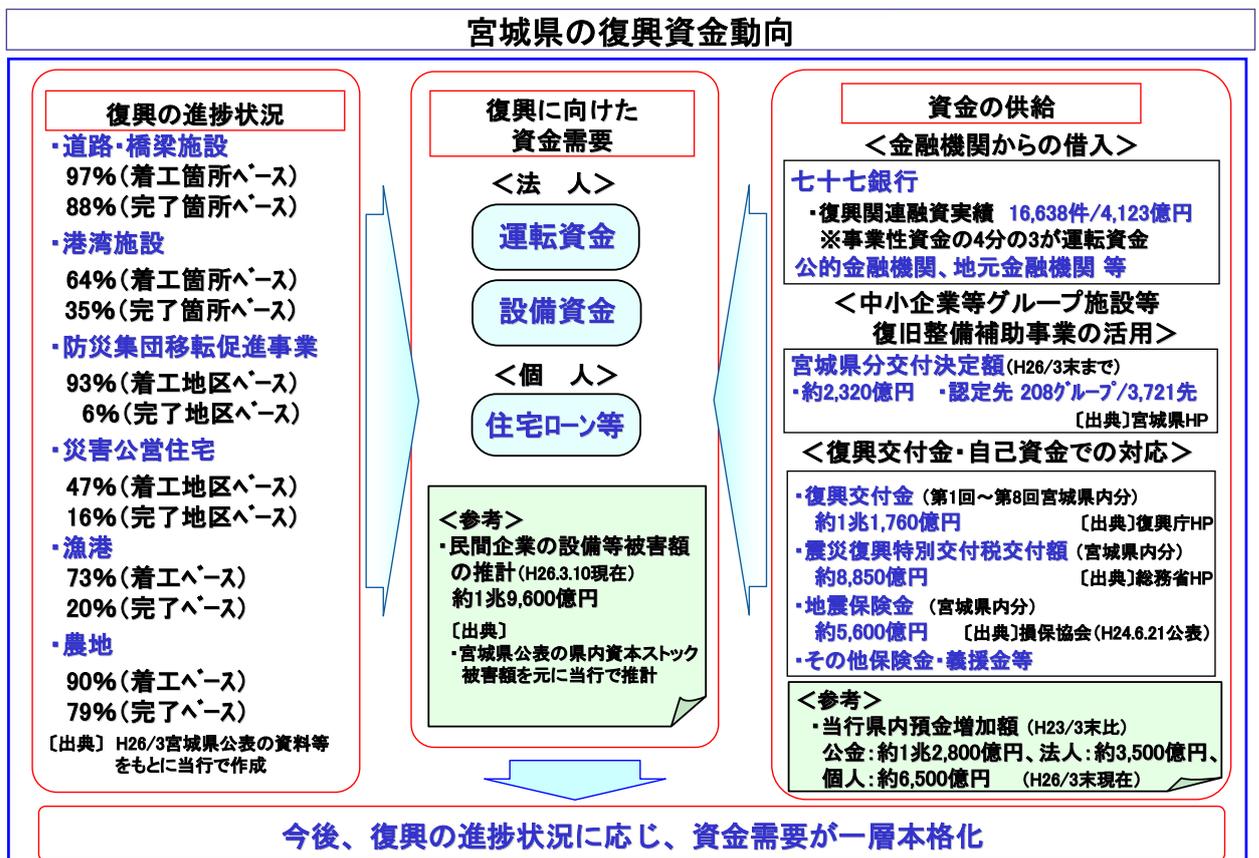
当行は、以下の図に記載のとおり、震災直後から融資等による資金の供給を柔軟かつ積極的に行っており、地元金融機関や公的金融機関等においても、資金の供給は積極的に行われていると認識しております。

また、金融機関以外からの資金の供給も行われております。被災された複数の中小企業等グループの皆さまの施設の復旧・整備に対する支援として、国と宮城県が補助を行う「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」については、平成26年3月末時点で約2,320億円の補助金交付が決定されております。

さらに、被災地の復興を支援するため国が交付する「復興交付金」の宮城県内への交付可能額は、平成26年3月末時点で約1兆1,760億円となっております。その他、震災に伴い宮城県内で支払われた地震保険金は、約5,600億円となっております。

金融機関による資金の供給に加え、公的機関による各種補助事業や保険金・義援金等により、現在、宮城県内では円滑に資金が供給されているものと認識しております。

今後、防災集団移転促進事業などの復興事業が進展するなかで、お客さまの資金需要は本格化するものと見込まれます。



(3) 決算の概要

A. 預金（譲渡性預金を含む）

預金は、個人預金の増加を主因に、平成 25 年 3 月末比 1.6%、1,264 億円増加し、7 兆 8,765 億円となりました。

なお、預金が震災直後の平成 23 年 3 月末と比較して 2 兆 2,000 億円以上増加しておりますが、大半は復興交付金等の公金預金、保険金および義援金であります。今後の見通しについては、当面、公金預金の滞留を主因として、預金残高は高水準で推移すると見込まれますが、今後の復興事業の進展により残高は減少していくものと予想されます。

B. 貸出金

貸出金は、震災からの復興にかかる資金ニーズに積極的に応需し、地元中堅・中小企業向け貸出および個人向けの消費者ローンを中心に増強に努めましたほか、大企業等向け貸出の増加もあり、平成 25 年 3 月末比 6.2%、2,370 億円増加し、4 兆 78 億円となりました。

C. 有価証券

有価証券は、預金が増加したことなどに伴い、国債を中心に運用額が増加したことから、平成 25 年 3 月末比 9.2%、3,136 億円増加し、3 兆 7,165 億円となりました。

【資産・負債の状況】

(単位：億円)

	26/3 期			25/9 期 実績	25/3 期 実績
	実績	25/9 期比	25/3 期比		
資 産	84,784	5,358	2,447	79,426	82,337
うち貸出金	40,078	1,342	2,370	38,736	37,708
うち中小企業向け貸出	13,376	575	739	12,801	12,637
うち有価証券	37,165	860	3,136	36,305	34,029
負 債	80,919	5,285	2,135	75,634	78,784
うち預金・譲渡性預金	78,765	4,665	1,264	74,100	77,501
うち社債・借入金	204	0	0	204	204
資 本	3,865	73	312	3,792	3,553

D. 損益

債券売却益の減少や貸出金利息の減少等により、経常収益は平成 25 年 3 月期比▲1.7%、17 億 8 百万円減収の 966 億 38 百万円となりました。

経費が増加したものの、有価証券利息配当金の増加により資金利益が増益となったこと等から、コア業務純益は平成 25 年 3 月期比 1.1%、2 億 89 百万円増益の 249 億 98 百万円となりました。

有価証券の減損処理額が減少したこと等から、経常利益は平成 25 年 3 月期比 23.5%、48 億 60 百万円増益の 254 億 58 百万円となりました。また、当期純利益は平成 25 年 3 月期比 21.2%、25 億 86 百万円増益の 147 億 47 百万円となりました。

E. 自己資本比率

自己資本比率規制に関する告示（平成 18 年金融庁告示第 19 号）の一部改正に伴い、バーゼルⅢ基準による自己資本比率を算出した結果、平成 26 年 3 月末の自己資本比率[国内基準]は、12.33%となりました。

F. 金融再生法開示債権等

要管理債権以下の合計残高は、平成 25 年 3 月末比 93 億円減少の 1,347 億円となりました。この結果、金融再生法基準による不良債権（要管理債権以下）比率は、平成 25 年 3 月末比 0.46 ポイント低下し、3.31%となりました。

G. 与信関係費用

与信関係費用は、貸倒引当金が平成 25 年 3 月期同様、取崩超過となったものの、取崩額は減少したことから、平成 25 年 3 月期比 7 億円増加の▲7 億円となりました。

【損益の状況】

(単位：百万円)

	26/3 期 実績	26/3 期 見通し比	25/3 期比	26/3 期 見通し	25/3 期 実績
	業務粗利益	77,873	▲3,427	913	81,300
資金利益	69,999	▲1,301	1,510	71,300	68,489
役務取引等利益	10,200	1,000	405	9,200	9,795
国債等債券損益	▲2,436	▲2,936	▲893	500	▲1,543
経費	55,312	▲1,588	1,517	56,900	53,795
コア業務純益	24,998	1,198	289	23,800	24,709
一般貸倒引当金繰入額	—	—	—	—	—
業務純益	22,561	▲1,839	▲604	24,400	23,165
臨時損益	2,919	7,319	5,462	▲4,400	▲2,543
不良債権処理額	1,288	▲4,712	306	6,000	982
株式等関係損益	557	57	4,462	500	▲3,905
経常利益	25,458	5,558	4,860	19,900	20,598
特別損益	125	225	912	▲100	▲787
当期純利益	14,747	3,947	2,586	10,800	12,161
利益剰余金	277,810	5,910	12,097	271,900	265,713

2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策の進捗状況

A. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策の進捗状況

a. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

①営業体制等

当行の店舗は沿岸部を中心に震災により甚大な被害を受け、震災発生から1カ月後の平成23年4月11日時点で元の位置で営業できない店舗は21カ店ありましたが、被災した店舗の復旧に最優先で取り組んだ結果、平成26年5月末現在、元位置で営業を再開した店舗が13カ店、元位置近隣への店舗設置により営業を再開した店舗が6カ店となっており、元位置近隣の店舗に同居する店舗内店舗の形態で営業している店舗は2カ店となっております。

【元位置近隣の場所で営業している店舗】

(平成26年5月末現在)

支店名	移転場所
湊支店	石巻支店内(店舗内店舗)
渡波支店	イオンスーパーセンター石巻東店敷地内
鮎川支店	石巻市牡鹿総合支所内
女川支店	旧宮城県女川高等学校敷地内
志津川支店	志津川商工団地内
気仙沼支店	旧気仙沼商工会議所内
内脇支店	気仙沼市田中前
閑上支店	杜せきのした支店内(店舗内店舗)

平成24年12月には、津波によって甚大な被害を受け、気仙沼支店の店舗内店舗として営業していた内脇支店(気仙沼市)について、お客さまの利便性向上のため、元の位置により近い気仙沼市田中前に店舗を新築し、独立した店舗として営業を再開しました。

また、平成25年5月には、同じく津波によって甚大な被害を受け、増田支店(名取市)の店舗内店舗として営業していた閑上支店について、地域の復興計画の進捗状況を踏まえ、元の位置により近い、杜せきのした支店(名取市)の店舗内店舗として移転しました。なお、閑上支店の移転に際し、営業スペース確保のため杜せきのした支店の店舗を増築しております。

その他、元の位置で営業している店舗についても、震災の影響を踏まえた対応を行っており、平成24年10月には、防災集団移転促進事業の新市街地として整備が始まるなど、震災の影響でご利用されるお客さまが増加している蛇田支店(石巻市)について、石巻エリアのエリア店(主に個人向け店舗)から一般のフルバンキング店舗に変更するとともに、行員2名を増員し、復興支援に向けたよりきめ細やかな対応を行う体制を整えております。

さらに、平成25年11月には、蛇田支店に併設している石巻ローンセンターの土曜日営業を開始するなど、お客さまの利便性向上に努めております。

平成 26 年 3 月には、中期経営計画に掲げる諸目標の達成および震災復興支援に対する取組みを一層強化するため、本部組織の改正を行いました。主な内容として、今後本格化が予想される防災集団移転促進事業などにあわせ、震災で被災されたお客さまを中心とした住宅の新築や建て替えなどのニーズにスピーディーに対応し、復興、再生を力強く後押しするため、住宅融資部を新設したほか、お取引先のセグメントに応じた本部渉外を強化するため、従来の営業支援部を営業渉外部に移行し、法人取引先や企業オーナー等を対象とする営業渉外課、主に個人取引先を対象に資産運用や相続にかかる相談機能を有する資産運用サポート課を設置しております。

また、従来の地域振興部を地域開発部に発展的に移行し、地域開発プロジェクトや成長分野等に対する本部渉外を強化するとともに、地域経済活性化に資する情報の開発およびビジネスマッチングへの取組みを強化しております。

A T Mについては、震災の影響により一部の店舗外 C S コーナーで営業を休止しておりましたが、平成 25 年 6 月までに再開しております。そのほか、お客さまの利便性向上のため、震災以降、平成 26 年 5 月末までに、被災地域を中心に新たに 25 カ所の店舗外 C S コーナーを開設しているほか、営業時間の拡大や設置台数を増設するなどの対応を行っております。

店舗・A T Mにかかる対応以外の取組みとしては、被災されたお客さまのご融資に関するご相談に迅速かつ柔軟に取り組むため、平成 23 年 4 月 1 日より、「震災復興・金融円滑化『融資ご相談窓口』」を全店に設置するなど体制を拡充しております。なお、休日相談窓口とフリーダイヤルについては、防災集団移転促進事業の進展に伴い、相談の増加が予想されることなどから、平成 26 年 3 月末としていた設置期間を平成 26 年 9 月末まで延長しております。

②震災復興委員会の動き

震災による甚大な被害状況を踏まえ、金融インフラ、お客さまとのお取引の早期正常化に取り組むとともに、金融仲介機能の更なる向上に向けた取組みを推進し、地域社会・経済の復興、発展に貢献するため、平成 23 年 5 月、本部に頭取を委員長とする「震災復興委員会」を設置しております。

平成 26 年 5 月末迄に計 38 回開催した「震災復興委員会」では、震災による影響等の把握、被災店舗の対応および復興支援にかかる施策等の審議やその実施状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行っております。

③審査部による出張審査の実施

当行では、融資のご相談・お申込みに迅速かつ円滑に対応するため、審査部の行員が営業店を訪問し案件審査等を行う「出張審査」を行っております。震災後は、出張審査の専担者を増員するとともに、従来の短時間の訪問では対応が難しい案件への取組みを強化するため、津波による甚大な被害を受けた地域を中心に、数日間営業店に駐在し集中的に案件審査やお取引先の事業再生に関する営業店指導等を行う「駐在型審査」を開始するなど、出張審査の体制を強化しております。

震災後、平成 26 年 5 月末迄の出張審査の訪問店数は延べ 2,824 カ店、駐在型審査の実施日数は延べ 193 日となっております。

震災の影響等により、高度な専門知識を必要とする貸出案件が増加する中で、資金をスピーディーに供給するためにも、引続き出張審査を実施してまいります。

【出張審査訪問店数】

(単位：カ店)

		25年3月迄 累 計	25年度 上半期	25年度 下半期	26年4月～5月	累 計
津波の被害が甚大 であった地域	塩釜地域	123	40	44	18	225
	石巻地域	234	48	61	15	358
	気仙沼地域	105	20	19	6	150
	岩沼地域	137	35	38	14	224
	福島県浜通り地域	59	25	23	8	115
小 計		658	168	185	61	1,072
上記以外地域		1,033	318	302	99	1,752
合 計		1,691	486	487	160	2,824

④事業再生・経営改善支援の強化

ア. 企業支援室の体制強化による事業再生支援先に対する支援

当行では、審査部に企業支援室を設置し、事業再生支援と経営改善支援を行っておりますが、震災で被災したお取引先の事業再生や経営改善に向けた取組みを強力に後押しするため、企業支援室の体制を強化しております。

具体的には、企業支援室の人員を順次増員しており、震災前の5名体制から平成26年5月末時点では13名体制としております。

このような体制の下、企業支援室では、お取引先の中から「事業再生支援先」を選定し、再生支援に直接関与しております。

平成25年度下半期は、前期に引続き、震災により被害を受けた沿岸部のお取引先を中心に、新たに10先を事業再生支援先として選定し、計90先のお取引先の再生支援に取り組みました。その結果、27先のお取引先の業況や財務体質が改善（うち16先がランクアップ（自己査定における債務者区分の上方遷移））し、再生支援策実施済先となりました。

平成26年度上半期は、津波による被害が大きかった沿岸部のお取引先を中心に、27先を新たな事業再生支援先として追加し、計65先のお取引先の再生支援に取り組んでおります。平成26年5月末迄に7先のお取引先について、経営改善計画の策定や計画への合意にかかる他の金融機関との調整などの支援を実施しました。

【事業再生支援先の選定先数】

(単位：先)

	23年度 下半期	24年度 上半期	24年度 下半期	25年度 上半期	25年度 下半期	26年度 上半期
事業再生支援先数 (追加先)	37 (2)	39 (11)	80 (41)	80 (32)	90 (10)	65 (27)
再生支援策実施済先数	9	13	22	26	27	7 (注1)
ランクアップ（自己査定における 債務者区分の上方遷移）先数	4	5	6	4	16	0 (注1)

注1. 平成26年5月末迄

注2. 事業再生支援先の選定解除は年度毎に実施

【事業再生支援先にかかる主なランクアップの事例】

	業種	再生支援内容
25年度 下半期	水産加工業	当社は明太子を加工する宮城県沿岸部の水産加工業者であるが、震災により本社工場が被災したため、工場を移転し操業を継続していた。当行は審査部に常駐する外部コンサルタントと連携し、東日本大震災事業者再生支援機構に対し支援を要請し、債権買取りを含めた経営改善計画を策定し、ランクアップに至った。
	卸売業	当社は宮城県内にある精肉の卸・小売業者であるが、同業他社との競合により営業赤字を計上し資金繰りも逼迫していた。当行は、審査部に常駐する外部コンサルタントと連携し、採算管理を柱とする経営改善計画を策定した結果、ランクアップに至った。
	水産加工業	当社は銀鮭加工を主力とする宮城県沿岸部の水産加工業者であり、震災で工場・生産設備の大半が被災したものの、設備の一部を復旧し操業を再開していた。当行は震災復興ファンドを活用し、生産設備の全面復旧による増加運転資金を支援したほか、経営改善計画の策定支援を行い、ランクアップに至った。

イ. 営業店における経営改善支援

営業店では、債務者区分のランクアップへの取組みを強化するため、お取引先毎に経営改善支援の必要性について分析・抽出したうえで、財務内容や収益性の課題解決に向けた方向性を提示すること等により、経営改善支援を実施しております。

具体的には、経営者に事業継続の意思があり、当行からの指導・助言による経営改善支援を必要としている取引先を「経営改善支援先」として抽出した上で、お取引先との十分な協議による経営改善計画の策定や、外部専門家等との連携による支援を行っております。

なお、震災の影響等を踏まえ、平成 24 年 4 月から債務者区分のランクアップを視野に入れた取組みを実施するお取引先の対象を拡げるとともに、経営改善支援にかかる本部の関与を強化するため、企業支援室による「経営改善支援先」の定期的なモニタリングを開始しております。

平成 25 年度は、企業支援室が直接関与して再生支援を行う「事業再生支援先」および「経営改善支援先」として 2,769 先を抽出し、各種経営改善支援を実施しました。これらの取組みの結果、約 330 先のお取引先が、債務者区分のランクアップに至っております。

ウ. 外部コンサルタントの本部常駐

当行では、平成 25 年 4 月から、高度な事業再生のノウハウを有する外部コンサルタントが審査部に常駐しており、当行が行う事業再生支援に対して指導・助言を受けております。

常駐する外部コンサルタントは、コンサルティング手数料など費用面がネックとなり、経営改善や事業再生が進展しないお取引先を主な対象として、当行行員と帯同のうえ訪問し、債権買取機構等の活用促進や経営改善計画の策定支援を行っております。

なお、平成 25 年 10 月以降、常駐する外部コンサルタントを順次増員し、平成 26 年 5 月末現在、6 名体制で事業再生支援に対する取組みを強化しております。

エ. 「経営革新等支援機関」の認定取得

平成 24 年 11 月、当行は「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律」に基づく、「経営革新等支援機関」に認定されました。

当行では、従来からお取引先の事業再生や経営改善の支援等に積極的に取り組んでおりますが、経営革新等支援機関としての新たな支援手段が加わったことで、より一層のコンサルティング機能と金融仲介機能を発揮する態勢を整えております。

なお、当行は支援機関の認定を受けたことに伴い、平成 24 年 11 月に信用保証協会による新たな信用保証制度である「経営力強化保証制度」の取扱いを開始したほか、お取引先に対して「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」等の補助金申請にかかる支援等を行っております。

【経営革新等支援機関としての支援実績】

内 容	実 績
ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金 [通称：ものづくり補助金]	支援件数 56 件 採択件数 33 件
中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業 [通称：新ものづくり補助金]	支援件数 51 件 採択件数 15 件
地域需要創造型等起業・創業促進補助金 [通称：創業補助金]	支援件数 79 件 採択件数 39 件
創業補助金 [通称：創業促進補助金]	支援件数 20 件 採択件数 11 件
小規模事業者活性化補助金 [通称：小規模補助金]	支援件数 10 件 採択件数 9 件
経営改善計画策定支援事業	13 件
経営力強化保証制度	434 件／10,199 百万円（実行額）
中小企業経営力強化資金融資利用支援	2 件
商業・サービス業・農林水産業活性化税制	1 件

※ 平成 26 年 5 月 30 日時点

【取組事例No. 1】経営革新等支援機関としての創業支援

- ・ A社は洋菓子専門店として開業しましたが、菓子職人である代取の出産・育児のため一時的に休業していました。今次、事業を再開するにあたって、従来の洋菓子製造販売に加え、新たに家具や雑貨の委託販売も開始しました。
- ・ 当行はA社が事業を再開する前から、継続的にコンタクトを行い、資金ニーズや事業計画等のヒアリングを実施したうえで、中小企業庁の「地域需要創造型等起業・創業促進補助金（通称：創業補助金）」の活用を提案しました。
- ・ 経営革新等支援機関として当行は、宮城県中小企業団体中央会と連携し、A社の補助金申請に関する事業計画や収支計画作成の支援を実施し、採択されました。
- ・ このほか、当行はA社に対して、補助金のつなぎ融資および事業資金の融資などの支援を実施しておりますほか、販路拡大支援や商取引における情報提供等を継続して実施しております。

⑤復興支援融資商品の取扱い

当行では、被災されたお客さまがより便利に資金を調達できるよう、復興支援融資商品の充実に努めております。

ア. 七十七東日本大震災復興支援ローン

震災直後の平成23年3月16日より、特別金利による「七十七災害対策ローン」の取扱いを開始しましたほか、平成23年4月25日には、お客さまの早期復旧・復興を一層支援するため、「七十七災害対策ローン」の返済期間や金利の見直し等を行い、商品内容を拡充した「七十七東日本大震災復興支援ローン」の取扱いを開始しております。

平成24年4月には、津波被害が甚大であった沿岸地域を中心に、建物等被害の復旧に向けた設備資金需要の本格化を見据え、事業者向け融資における「有担保口」の新設や、農業者向け融資における宮城県農業信用基金協会の保証付融資「農信基口」の新設などにより、「七十七東日本大震災復興支援ローン」の商品内容を拡充しております。

なお、被災されたお客さまの復興支援を継続するため、平成26年3月末としていた取扱期限を平成27年3月末まで延長しております。

【七十七東日本大震災復興支援ローン（事業性）】

（単位：件、百万円）

	25年3月迄 累 計		25年度 上半期		25年度 下半期		26年 4月～5月		累 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業者向け合計	264	2,852	49	909	37	598	9	148	359	4,507
農業者向け合計	20	84	3	8	3	31	2	7	28	130
合 計	284	2,936	52	917	40	629	11	155	387	4,637

【七十七東日本大震災復興支援ローン・七十七災害対策ローン（消費性）】

（単位：件、百万円）

	25年3月迄 累 計		25年度 上半期		25年度 下半期		26年 4月～5月		累 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
無担保住宅	385	1,107	39	124	46	118	8	22	478	1,371
無担保住宅以外	2,100	3,304	303	437	349	568	102	150	2,854	4,459
合 計	2,485	4,411	342	561	395	686	110	172	3,332	5,830

注. 無担保住宅以外：マイカー、教育、生活支援の合計

イ. 提携スクラム保証

当行では、震災で被災した先を含む中小企業のお客さまへの円滑な資金供給および経営支援を図るため、平成24年12月から、宮城県信用保証協会との連携を強化した融資商品「提携スクラム保証」の取扱いを開始しております。

具体的には、ご融資限度額3億円のうち、最大60%まで宮城県信用保証協会の保証付貸出をご利用いただけるものであり、比較的大口の資金需要にも対応することができる融資商品として、お客さまに対し本商品の活用提案を行っております。

その他、保証協会保証付の震災関連制度融資や、被災者の方向けの住宅ローン等の消費性貸出金につきましても、震災発生直後からこれまでの間、多数ご利用いただいております。震災後、平成26年5月末迄に、保証協会保証付の震災関連制度融資の実績は4,993件、1,080億円、被災者の方向けの住宅ローンの実績は7,081件、1,401億円となっております。

⑥本部渉外人員の増員によるコンサルティング機能の強化

ア. 営業支援部隊の活動

当行では、東日本大震災からの復興や地域経済の発展に向けた取組みを強化するため、平成23年5月から平成26年3月末迄、営業店と連携し取引先の復興ニーズや各種ソリューションニーズに対応する支援活動を行う「営業支援部隊」を、営業支援部（現営業渉外部）に設置しておりました。営業支援部隊は、資金調達・資金運用の提案にとどまらず、各種ビジネスマッチングや復興特区税制等、お客さまの復興に役立つ情報、事業の効率化や事業承継・相続対策に役立つ情報等、様々なニーズを想定し、お客さまの立場に立ったソリューションの提供を行ったほか、平成25年10月からは、従来の活動に加え、活動エリア毎に担当者を配置し、より最適なソリューションを提供できる態勢を整備し、コンサルティング機能の発揮に努めてまいりました。

営業支援部隊の設置以降、平成26年3月末迄の訪問先数は、延べ11,953先、うち法人渉外担当者によるソリューション提案先数は、延べ9,119先となっております。

なお、平成26年4月以降、営業支援部隊の活動は営業渉外部が引継ぎ、各種コンサルティング機能の発揮に努めております。

イ. 地域開発部（旧地域振興部）による地域の復興支援

地域開発部では、お客さまが各種補助事業を申請する際のサポートや、地域の復興計画等に関する情報提供等を行っております。また、被災地の自治体において、震災復興事業の計画策定等にかかる検討委員会や産学官ワーキング等が多数設置されておりますが、平成24年3月に人員を1名増員し、営業店と連携を強化のうえ積極的に参加しております。震災後、平成26年5月末迄の被災企業や進出企業、各自治体等との復興支援に係わるコンタクト件数は、延べ1,438件となっております。

ウ. アジアビジネス支援の強化

平成23年3月に新設したアジアビジネス支援室では、震災の影響等から海外との取引機会の拡大等を検討しているお客さまに対する支援や、既に海外に進出しているお取引先の資金調達支援等のニーズに積極的に対応しております。平成25年度の海外ビジネスに係わるお取引先支援件数は、503件となっております。

b. 信用供与の実施状況を検証するための体制

「震災復興委員会」およびその下部組織の「震災復興検討部会」では、震災関連の貸出状況の把握、震災復興に資する各種施策の審議やその実施状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行っております。平成26年5月末迄に、「震災復興委員会」は計38回、「震災復興検討部会」は計39回開催しております。

なお、「震災復興委員会」の審議事項および各種施策の対応状況については、取締役および監査役、本部部長が出席する「役員部長連絡会」で、計11回（平成26年5月末現在）報告され、経営陣による情報の共有化が図られております。

また、「役員部長連絡会」において、「新規・貸増・見込案件」および「倒産等に伴う破綻懸念先以下債権の発生状況」が毎月報告されており、貸出案件の進捗状況や当行全体の債権管理の状況を把握しております。

さらに、「金融円滑化推進委員会」において、被災地をはじめとする金融仲介機能の発揮を通じた金融円滑化の取組状況等について情報の共有化を図るとともに、金融円滑化推進管理の態勢整備等を図っております。

なお、「金融円滑化推進委員会」は、震災後、平成 26 年 5 月末迄に計 51 回開催されております。金融円滑化推進管理の状況については、「取締役会」において、震災後、平成 26 年 5 月末迄に計 9 回報告されておりますほか、内部監査において、金融円滑化推進管理にかかる態勢整備の検証を行っております。

このほか、お客さまからの様々な苦情・要望・意見等を承るご相談窓口やフリーダイヤルを活用し、お客さまの声を金融仲介機能の発揮に役立てております。

なお、平成 25 年 3 月末に中小企業金融円滑化法の期限が到来しておりますが、期限到来後も、当行における金融円滑化推進管理にかかる対応に何ら変わりがなく、震災の影響等を勘案し、事業性貸出金のお取引がある全先（約 16 千先）に対してダイレクトメールを発送し、当行の方針について周知を図っております。また、行内においても、各種研修会や説明会等の機会を捉え、金融円滑化推進管理にかかる方針について周知を図っております。

B. 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策の進捗状況

a. ABL（動産担保融資）の推進

震災により多くのお客さまの資本ストックが毀損している中、お客さまの商品在庫や売掛債権などの流動性の高い収益事業資産の価値に着目した ABL は、過度に担保・保証に頼らずとも資金調達が可能であり、震災復興資金の供給に極めて有効な手段であることから、当行では ABL に積極的に取り組んでおります。

震災以降、平成 26 年 5 月末迄の ABL の実行実績は、68 件、113 億円となっております。

【 ABL 】

(単位：件、百万円)

	震災以降 25 年 3 月迄		25 年度 上半期		25 年度 下半期		26 年 4 月～5 月		累 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
ABL 実行実績	37	6,284	15	1,864	13	2,086	3	1,060	68	11,294
(うち震災関連)	14	3,054	6	431	3	605	0	0	23	4,090

- ・ 当行では、動産担保の実態を把握する目利き力の強化を目的として、特定非営利活動法人日本動産鑑定等が創設した「動産評価アドバイザー」の資格取得に取り組んでおり、平成 26 年 5 月末現在、金融機関でもトップクラスとなる 18 名の行員が資格を取得しております。
- ・ 平成 24 年 4 月に、宮城県信用保証協会の ABL 保証制度において譲渡担保とする棚卸資産の評価掛目について、業務提携先であるツールバグループホールディングス株式会社による動産評価を活用した場合、評価掛目の引上げ運用を可能にするなど、ABL の一層の推進に向けた対応を行っており、平成 26 年 5 月末迄に同社の動産評価を活用した ABL を 8 件、2,630 百万円実行しております。
- ・ ABL では、在庫などの動産のほかに、売掛債権や工事請負代金債権等の電子記録債権も担保の対象になることから、当行ではその活用にも取り組んでおりますほか、お取引先への情報提供にも努めております。なお、手形に代わる新たな決済手段として「でんさいネット（株式会社全銀電子債権ネットワーク）」による電子記録債権の取扱いが平成 25 年 2 月から開始されており、当行でも、セミナーの開催やお客さまへの訪問活動を通じて、サービスの周知と利用提案に取り組んでおります。



＜ABL実績の事例＞ 冷凍寿司ネタ



＜ABL実績の事例＞ 太陽光設備

【ABL実行状況／平成25年度】

(単位：百万円)

業種	実行月	担保	震災関連	金額
水産物卸	平成25年4月	冷凍海産物	○	150
鋼材製造	平成25年4月	電子記録債権		1,000
漁業	平成25年5月	船舶	○	56
病院	平成25年6月	診療報酬債権		20
建設業	平成25年6月	太陽光売電債権		195
食料品製造	平成25年7月	はちみつ		78
食料品卸	平成25年7月	建築資材・食料品		10
建設業	平成25年8月	太陽光設備		70
建設業	平成25年8月	クレーン船舶	○	160
食堂運営	平成25年8月	一般売掛債権	○	25
食品製造・販売	平成25年8月	きのこ・菌床	○	15
介護施設	平成25年8月	介護報酬債権		30
プラスチック製品製造	平成25年8月	成形品・金型	○	25
介護施設	平成25年9月	介護報酬債権		10
板金加工	平成25年9月	工作機械		20
海運業	平成25年10月	船舶	○	490
燃料販売業	平成25年10月	一般売掛債権	○	15
資源リサイクル	平成25年10月	太陽光設備、太陽光売電債権		100
食料品製造	平成25年10月	味噌・醤油		25
電気	平成25年10月	太陽光設備、太陽光売電債権		360
建設業	平成25年11月	電子手形債権		30
水産加工業	平成25年12月	冷凍寿司ネタ	○	100
中古バス販売	平成26年1月	太陽光設備、太陽光売電債権		300
建設業	平成26年2月	太陽光売電債権		300
介護施設	平成26年2月	介護報酬債権		20
精密機械製造	平成26年2月	自動巻線機		100
電気	平成26年2月	太陽光設備、太陽光売電債権		46
電気	平成26年3月	太陽光設備、太陽光売電債権		200
合計(28件)				3,950
うち震災関連(9件)				1,036

【取組事例No.2】被災した水産加工業者に対するABLの活用

- ・ B社は、三陸沿岸などで水揚げされた魚介類を原材料に、業務用の寿司ネタや刺身の加工・販売を行う水産加工業者です。
- ・ 震災により本社工場などが大きな被害を受け、約半年間、主力工場での生産停止を余儀なくされましたが、代替生産等により、取引先への納入継続に努めました。
- ・ 震災以降の積極的な営業展開・商品開発が功を奏し、全国展開する大手寿司チェーンとの取引開始に至り、在庫仕入のための増加運転資金が必要となりました。
- ・ 当行では、B社の棚卸資産を有効活用できるABLによる資金調達を提案し、当行が在庫評価等に関して提携している外部評価会社と連携のうえ、B社の在庫に関するモニタリングや実査等によるデータ蓄積を進め、ABLによる増加運転資金を実行しました。

b. 財務制限条項活用融資をはじめとするビジネスローンの推進

当行では、中小企業の皆さまに対する円滑な資金供給を行うため、無担保・固定金利の融資商品をはじめとする財務制限条項付貸出を行っております。平成25年度のご融資の実行実績は116件、62億円となっております。

c. 77復興私募債等の推進

当行では、お客さまの長期・固定金利での資金調達ニーズに対応するとともに、その発行が適債基準を充足した優良企業に限られ、お客さまの対外取引上のイメージアップにもつながる「銀行保証付私募債」や「県信保付私募債」の推進を図っております。

平成24年3月には、震災からの復旧・復興に取り組む企業を対象に、引受手数料を通常の銀行保証付私募債から0.20%優遇し、0.05%とした「77復興私募債」の取扱いを開始しております。

平成25年度の私募債の受託額は11件、10.5億円となっており、うち77復興私募債は8件、8.5億円を受託しております。

【私募債】

(単位：件、百万円)

	24年度		25年度上半期		25年度下半期		累 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
私募債受託実績	18	1,630	7	600	4	450	29	2,680
(77復興私募債)	(15)	(1,250)	(5)	(450)	(3)	(400)	(23)	(2,100)

【取組事例No.3】77復興私募債の受託・引受による資金ニーズへの対応

- ・ C社は、業務用制服、作業着、医療用白衣など職場ユニフォームの販売会社です。
- ・ 震災では、沿岸部の営業所が流失するなど大きな被害を受けましたが、復興に取り組む取引先に対して、マスクや作業服、防寒着等の当社商品を支援物資として無償提供するなど、地域の復旧・復興に向けて積極的に取り組みました。
- ・ 当行は、C社と定期的なコンタクトを重ねるなか、従来からの販売に加えてインターネット販売などの新たな販売チャネルを構築するための資金ニーズを聴取したことから、震災からの復旧・復興に取り組む企業に対して引受手数料を優遇する「77復興私募債」の利用を提案し、50百万円の受託・引受による資金供給を行いました。
- ・ C社は、調達した資金を活用し、新たな販売チャネルを構築しております。

(2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況

A. 被災者への信用供与の状況

a. 震災に係わる事業性貸出金の状況

当行では、震災からの復興を金融面から十分に支援するため、震災直後から、地域の事業者の皆さまに対するご融資を積極的に行っております。

震災に係わる事業性貸出金について、復旧にかかる設備資金や中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業のつなぎ資金等を中心に、資金需要に対して迅速に対応しております。また、保証協会保証付の貸出については、宮城県や仙台市等の自治体により利子補給が実施されている制度融資等を、被災されたお客さまの負担軽減につながる融資商品として積極的に推進しております。

このような取組みの結果、平成 26 年 5 月末迄の震災関連の事業性貸出金の実績は、合計で 6,769 件、2,806 億円となっております。

【震災関連貸出の実行状況】

(単位：件、百万円)

	25年3月迄累計		25年度上半期		25年度下半期		26年4月～5月		累 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
運転資金	4,535	160,112	302	17,157	209	13,708	38	2,764	5,084	193,741
設備資金	1,288	62,055	209	10,269	152	10,754	36	3,761	1,685	86,839
合 計	5,823	222,168	511	27,426	361	24,462	74	6,525	6,769	280,581

【取組事例No. 4】災害公営住宅建設にかかるつなぎ融資の実行

- ・ D社は、宮城県内で木造戸建ての災害公営住宅建設を行う地元建設業者等で構成する法人です。
- ・ D社と地元自治体は、災害公営住宅建設を相互に協力し円滑に進めていくため、「東日本大震災における災害公営住宅の整備にかかる基本協定書」を締結しました。
- ・ 当行では、法人設立前から地元自治体を含め、D社を構成する地元建設業者とのリレーションを構築し、各種情報提供を行い、災害公営住宅建設にかかるつなぎ融資を実行しました。
- ・ 宮城県では、自治体が発注する災害公営住宅を地元建設業者等で構成する法人が建設する計画があります。当行では、震災復興および被災者の早期生活再建を支援する観点から、災害公営住宅建設にかかる資金需要に積極的に対応してまいります。

b. 震災に係わる住宅ローン等消費性貸出金の状況

当行では、震災により被害を受けた個人の方の生活再建に向けた取組みを支援するため、平成 23 年 4 月 1 日から、住宅ローンを新規に利用する被災者の方に対する特別金利の適用を開始しましたほか、平成 23 年 4 月 25 日には、既存のローン商品よりもお借入の条件を緩和（返済期間の長期化、金利の引下げ等）した「七十七東日本大震災復興支援ローン」の取扱いを開始しております。

また、住宅ローンについては、防災集団移転促進事業の移転対象者が、移転先で自治体から賃借した土地（借地）上に住宅を建築するための資金ニーズに対応する専用住宅ローン「七十七震災復興支援住宅ローン（集団移転・借地型）」の取扱いを、平成25年2月から開始しております。

さらに、震災後の建築資材不足等による住宅建築期間の長期化に対応するため、住宅ローンのお借入時から最長1年間元金の返済を据置きするサービスの取扱いを、平成25年2月から開始しておりますほか、平成25年11月には、震災からの住宅再建および住み替え需要に積極的に対応するため、住み替えに伴う既存住宅ローンの返済資金を資金使途に追加する商品内容の改正を行っております。

その他、住宅のリフォーム向け資金については、震災に伴う住宅リフォームのニーズに積極的に対応するため、平成24年4月に、「リフォームローン」の名称を「無担保住宅ローン（リフォーム口・借換口）」に変更するとともに、ご融資限度額や完済時の年齢制限を引き上げ、商品内容を拡充しております。

このような取組みの結果、平成26年5月末迄の被災者の方向け住宅ローンの実績は7,081件、1,401億円、無担保ローンは3,332件、58億円となっております。

【被災者の方向け住宅ローン等の実行状況】

（単位：件、百万円）

	25年3月迄累計		25年度上半期		25年度下半期		26年4月～5月		累 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
住宅ローン	3,771	71,865	1,387	27,964	1,563	32,793	360	7,510	7,081	140,132
無担保ローン(注)	2,485	4,411	342	561	395	686	110	172	3,332	5,830

注. 七十七東日本大震災復興支援ローンおよび七十七災害対策ローンの消費性貸出金（リフォーム、マイカー、教育、生活支援等）

また、当行では、被災された方の生活再建支援の観点から、直接当行がご融資する住宅ローンのほかに、借入当初5年間を無利子とする住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」の取扱いにも積極的に取り組んでおります。平成26年5月末迄の受理実績は、4,621件、821億円と全国における受理実績の4割弱（全国1位）を占めております。

【住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」の受理実績】

（単位：件、百万円）

	25年3月迄累計		25年度上半期		25年度下半期		26年4月～5月		累 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
災害復興住宅融資	3,415	57,664	660	13,181	415	8,670	131	2,563	4,621	82,078

注. 速報ベース。平成26年5月30日現在。

B. 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況

a. 東日本大震災後の被災地域における復興ニーズの把握と復興支援に向けた対応

東日本大震災は、当行の営業基盤である宮城県全域に被害をもたらしましたが、沿岸部・内陸部など立地条件や、直接被害・間接被害などの違いにより、お客さまからの金融機関に対するニーズも多岐にわたっております。当行は、復興支援にあたり、それらニーズの把握に努め、お客さま毎のニーズに対応するソリューションを提供しております。

①取引先訪問運動の実施およびコンタクト情報の本部・営業店における共有

当行では、平成 19 年より、営業店行員による「取引先訪問運動」を展開し、お客さまとのリレーションを強化することにより、お客さまが真に必要なとされているニーズを理解し、最適なソリューションを提供しております。

また、訪問時に入手したコンタクト情報につきましては、渉外支援・顧客管理システムへ速やかに登録しており、定型化した情報を体系的・一元的に管理するとともに、その情報を本部・営業店の全行員が共有し、本部・営業店のノウハウと融合させることにより、地域のお客さまに対するソリューションを提供し、金融仲介機能の発揮を図っております。

平成 25 年度下半期は、ローンセンターを運動の対象にしたうえで、10 月から 4 カ月間「取引先訪問運動」を実施いたしました。また、平成 26 年度上半期についても 4 月から実施しております。その結果、平成 25 年度の訪問件数は延べ 607,063 件となっております。なお、平成 23 年 4 月から平成 26 年 5 月迄の訪問件数は、延べ 1,537,318 件となっております。

【訪問件数】

(単位：件)

	23 年度	24 年度	25 年度 上半期	25 年度 下半期	26 年 4 月～5 月	累 計
訪問件数	323,233	487,904	292,886	314,177	119,118	1,537,318

②役付役員によるお客さま訪問

従来は定例的な訪問が中心であった役付役員によるお客さまへの訪問について、平成 23 年 7 月より、従来の枠組みに捉われず、震災関連の案件組成への対応などお客さまにとって有用なタイミングで訪問することを推進しております。平成 25 年度は、125 カ店の営業店のお取引先、延べ 1,838 先への訪問を実施いたしました。

③本部の活用

営業店だけでは解決が難しい、専門性の高いニーズを持つお客さまに対しても、迅速・的確に対応できるよう、審査部による出張審査や営業渉外部等の本部渉外による顧客訪問・相談の受付を実施しております。

出張審査の実施状況は 6 ページに、本部渉外の活動状況は 11 ページに記載しております。

b. 復興のステージに合った金融仲介機能の発揮

①金融円滑化の推進

ア. 貸出条件変更等への対応

当行では、震災の影響により事業の継続や融資の返済等に支障をきたしているお客さまを支援するため、お客さまの被災状況等に応じ、約定返済の一時停止や、貸出条件変更を実施しております。

約定返済の一時停止につきましては、お取引先からのご依頼にもとづき期限等を定めることなく全面的に対応いたしました。お取引先の状況を十分に鑑み、復旧・復興の見通しや事業の状況等について十分な協議を行ったうえで、ご返済額の軽減等を含めた貸出条件変更や、個人版私的整理ガイドラインの活用等を行っております。

平成 26 年 5 月末現在、約定返済の一時停止は 34 先、貸出残高 24 億円、貸出条件変更契約の締結先数は 3,407 先となっております。

なお、当行では、住宅金融支援機構の災害特例による返済条件変更制度への対応を行っておりますが、当行の取扱いは承認ベースで 1,619 件となっており、全国受理件数の約 3 割（全国 1 位）を占めております。

【約定返済一時停止の実施状況】

（単位：先、百万円）

		23 年 3 月末	23 年 4 月 (ピーク)	23 年 9 月	24 年 3 月	24 年 9 月	25 年 3 月	25 年 9 月	26 年 3 月	26 年 5 月
事業性貸出	先数	539	826	201	81	38	19	14	9	8
	残高	78,863	98,058	15,244	13,656	5,501	2,753	2,491	2,090	2,012
うち 中小企業	先数	536	825	201	81	38	19	14	9	8
	残高	68,157	91,798	15,244	13,656	5,501	2,753	2,491	2,090	2,012
住宅ローン	先数	764	1,309	449	125	54	44	35	27	24
	残高	12,344	20,062	6,602	1,887	872	654	445	354	311
その他	先数	138	220	57	13	6	2	2	2	2
	残高	1,360	2,276	686	121	76	35	35	35	35
合 計	先数	1,441	2,355	707	219	98	65	51	38	34
	残高	92,569	120,396	22,533	15,664	6,449	3,442	2,971	2,479	2,358

注. 約定返済一時停止先の残高は、対象先の総与信残高

【約定返済一時停止の解消事由】

（単位：先）

解消事由	事業性貸出		住宅ローン	
	先数 (注)	割合	先数 (注)	割合
完 済	91	11%	185	14%
約定返済再開	270	33%	663	52%
条件変更	459	56%	442	34%
合 計	820	100%	1,290	100%

注. 23 年 4 月時点で一時停止していた先のうち、26 年 3 月末迄に一時停止を解消した先

【貸出条件変更契約の締結状況】

（単位：先、百万円）

		25 年 3 月迄 累 計	25 年度 上半期	25 年度 下半期	26 年 4 月～5 月	累 計
事業性貸出	先数	1,556	121	129	43	1,849
	残高	128,906	9,016	7,263	2,992	148,177
うち中小企業	先数	1,553	120	127	43	1,843
	残高	125,819	7,131	5,663	2,992	141,605
住宅ローン	先数	1,214	117	61	21	1,413
	残高	16,466	1,458	863	265	19,052
その他	先数	114	14	14	3	145
	残高	630	187	285	88	1,190
合 計	先数	2,884	252	204	67	3,407
	残高	146,002	10,661	8,411	3,345	168,419

注. 貸出条件変更契約締結先の残高は、対象先の総与信残高

【貸出条件変更契約の締結状況（住宅金融支援機構）】

（単位：件）

		25 年 3 月迄 累 計	25 年度 上半期	25 年度 下半期	26 年 4 月～5 月	累 計
住宅金融支援機構利用者		1,467	81	53	18	1,619

注. 住宅金融支援機構融資の災害特例による返済条件変更制度への対応は、平成 23 年 5 月 16 日取扱開始。件数は平成 26 年 5 月 30 日現在、住宅金融支援機構東北支店の承認ベース。

イ. 被災されたお客さまに対する弾力的な取扱い（特例措置）と被災者向けの商品の活用

・住宅ローン等にかかる特例措置の実施

当行では、震災により被害を受けたお客さまの生活再建および復興支援を図る観点から、ご利用中のお借入に関するご相談に、柔軟に対応しております。

住宅ローンについては、借入金の元金返済据置や借入期限の延長、最長2年間の元金返済据置等の弾力的な取扱い（特例措置）を行ってまいりました。また、お支払いの一時停止期間中に発生した利息の返済については、当該利息の分割返済のお取扱いを行うなど柔軟な対応に努めてまいりました。その結果、上記住宅ローンにかかる特例措置の平成26年3月末までの取扱いの実績は557件となっております。

なお、本取扱いについては、受付件数が低水準で推移していること等から、平成26年3月末で取扱いを終了しておりますが、被害を受けたお客さまの生活再建を支援するため、お借入に関するご相談につきましては、引続き柔軟に対応してまいります。

【住宅ローンの条件変更にかかる特例措置の実行状況】

（単位：件）

	23年度	24年度	25年度 上半期	25年度 下半期	累 計
住宅ローン	403	120	21	13	557

また、防災集団移転促進事業において、当行が抵当権を設定している土地を自治体がい取りすることになり、住宅ローンご利用のお客さまから抵当権の解除を求められた場合、住宅ローンが完済に至らなくても、土地の買取り代金全額を住宅ローンの返済に充当されれば、原則として抵当権の解除に応じており、防災集団移転促進事業の円滑な実施に向けた対応を行っております。

・防災集団移転促進事業対象者向け専用住宅ローン

被災者向けの商品については、「七十七東日本大震災復興支援ローン」のほか、防災集団移転促進事業の移転対象者専用住宅ローン「七十七震災復興支援住宅ローン（集団移転・借地型）」の取扱いを平成25年2月から開始しております。

本商品は、防災集団移転促進事業の対象のお客さまが、移転先で自治体から土地を賃借（借地）のうえ住宅を建築する場合の専用住宅ローンであり、東日本大震災の防災集団移転促進事業における借地上の建物を対象とした商品の取扱いは当行が初めてとなっております。

なお、本商品の平成26年5月末迄の実績は34件、767百万円となっております。

ウ. 本部による支援の強化

当行では、実際にお客さまと接する営業店窓口の相談受付態勢の維持・強化を図るため、審査部が営業店を訪問して行員等へ指導を行うなど、本部による金融円滑化にかかる営業店支援を強化しております。

具体的には、お取引先に対する事業再生・経営改善計画策定等の支援に関する指導・助言や、被災されたお客さまからの相談に対する真摯かつ柔軟な対応等について指導を実施しております。

震災後、平成 26 年 5 月末迄の本部による営業店支援・指導実績（対象）は、445 カ店、687 名となっております。

このほか、取引先に対する目利き力の向上等を目的として、審査部審査役が担当営業店の融資担当者を半年間直接指導する「個人重点指導」を実施しており、平成 25 年度は、49 名の行員に対して財務分析や業種別案件審査のポイント等の指導を行っております。

【出張審査や案件審査担当者を中心とした営業店モニタリング等による、金融円滑化にかかる営業店支援・指導の実施状況】（単位：カ店、人）

	23 年度	24 年度	25 年度 上半期	25 年度 下半期	26 年 4 月～5 月	累 計
臨店数	165	155	61	49	15	445
面談（指導）行員数	245	272	95	55	20	687

エ. 相談会等への行員派遣の継続

東北財務局や宮城県では、震災による被害が大きかった地域において、金融円滑化に関するご相談への対応や各種制度融資のご案内等、金融面での支援を行うための相談会を開催しております。

平成 24 年 11 月以降、東北財務局、個人版私的整理ガイドライン運営委員会や仙台弁護士会等とともに、宮城県と福島県の各沿岸部で「被災ローン減免制度（個人版私的整理ガイドライン）無料相談会」を開催しており、平成 26 年 5 月末迄に延べ 51 名の行員を派遣いたしました。

また、平成 25 年 12 月以降、東北財務局、自治体や仙台弁護士会等とともに、石巻市等で「住まいまるごと応援フェア」を開催し、平成 26 年 5 月末迄に延べ 14 名の行員を派遣し、住宅ローンの相談受付等を行ったほか、取引先へ当該フェアのダイレクトメールを送付するなどの対応を行いました。

被災地域のニーズに対応するため、同様の取組みには引き続き積極的に参加してまいります。

②二重債務問題の解決に向けた適切な対応と事業再生支援の強化

ア. 企業支援室の体制強化等による事業再生支援の実施

当行では、今回の震災で被災したお取引先の事業再生に向けた取組みを支援するため、人員の増員等による企業支援室の体制強化を継続しております。企業支援室における事業再生支援の実施状況等については、7 ページに記載しております。

また、営業店においても、事業再生・経営改善支援に継続的に取り組んでおります。事業再生・経営改善支援の実施状況等については、8 ページに記載しております。

イ. 外部機関の活用による再生支援の実施

・中小企業再生支援協議会等の活用

当行では、従来、企業再生の強化策として宮城県中小企業再生支援協議会との人材派遣を含めた連携の強化を図ってまいりましたが、東日本大震災により被災した企業の再生に向けた支援についても同協議会等の公的支援機関を活用しております。

また、研修会等を通じて、中小企業再生支援協議会の活用に向けた取組みを徹底しておりますほか、平成 25 年 4 月には、中小企業再生支援全国本部から講師を招き、営業店長を対象に同協議会の活用方法等に関する研修会を開催しております。

このような取組みの結果、震災後、平成 26 年 5 月末迄に、43 先のお取引先の事業再生について同協議会の支援を受け、事業再生計画の策定（うち再策定 16 先）を行っております。

また、平成 26 年 5 月末現在、19 先のお取引先について、同協議会の支援を受けながら経営改善計画の策定に向けた具体的な準備を進めております。

なお、同協議会の活用のほか、被災地の復興を積極的に支援するため、株式会社地域経済活性化支援機構の活用も行っております。

【取組事例No.5】 製造業に対する事業再生支援

- ・ オーディオ機器や車載部品などの外装部品加工を行う E 社は、過去の設備投資による償却コストや人件費の負担から、慢性的な赤字体質となるなど業況不振に陥っていました。
- ・ 当行は、E 社の再生のために、審査部に常駐する外部コンサルタントと連携のうえ、宮城県中小企業再生支援協議会（以下「協議会」という。）の「政策パッケージ」を活用した再生スキームの提案を行うこととしました。
- ・ 当行は、適正な従業員配置などの営業体制や製品別の採算管理等を柱とした経営改善計画を策定のうえ、協議会に対して支援を要請しました。
- ・ 協議会による E 社の取引金融機関の調整を経て、当行をはじめとする全取引金融機関が経営改善計画に同意し、E 社への支援体制を固めることができました。
- ・ 当行は、この経営改善計画を「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」と認定し、営業店と本部が連携のうえ、E 社の業況を定期的にモニタリングして行くこととしております。

・ 外部コンサルタント・外部専門家との連携

当行は、経営コンサルタントや公認会計士等の外部専門家と連携し、専門的な知見を活用した経営改善計画の策定支援、デューデリジェンスおよび計画の履行段階における助言等を通じ、お取引先の経営改善、事業再生支援を実施しております。

震災以降、被災したお取引先を中心とした案件の高度化・多様化に対応するため、外部専門家との連携をより一層強化しており、平成 26 年 5 月末現在、公的支援機関を含む計 31 先の外部専門家等と連携しております。

また、平成 25 年 4 月からは、高度な事業再生のノウハウを有する外部コンサルタントが審査部に常駐を開始しており、当行が行う事業再生支援に対して指導・助言を受けております。なお、平成 25 年 10 月以降、常駐する外部コンサルタントを順次増員し、平成 26 年 5 月末現在、6 名体制で事業再生支援に対する取組みを一層強化しております。

外部専門家等との連携を活用した経営改善計画策定支援実績は、震災後、平成 26 年 5 月末迄で、170 先となっております。

ウ. 信用保証協会および他の金融機関と連携した再生支援の実施

当行は、お客さまの事業再生や経営改善の支援等、復興に係わる支援策を確実に実施していくため、経営改善計画や貸出条件変更対応への合意等、宮城県信用保証協会および他の金融機関との連絡・調整に積極的に取り組んでおります。

震災後、平成 26 年 5 月末迄に、103 先のお取引先について、他機関と連携しながら経営改善計画の策定や貸出条件変更等の再生支援に取り組んでおります。

【取組事例No. 6】地域産業を支える造船会社に対する事業再生支援

- ・ F 社は、創業 90 年を超える地元有数の造船会社として、多数の地元企業と取引関係を持ち、地域の雇用と経済を支える役割を担っていましたが、津波により生産設備に甚大な被害を受け、約 1 年間の操業停止を余儀なくされました。
- ・ 当行は、F 社が再生を果たすためには多額の費用を投じて生産設備を復旧する必要があること、多数の取引金融機関の調整を図る必要があることから、企業再生支援機構（平成 25 年 3 月、地域経済活性化支援機構に商号変更）に対し、F 社と連名により支援を要請しました。
- ・ 平成 24 年 2 月、企業再生支援機構は、F 社・当行とともに策定した事業再生計画に基づき、F 社への支援を決定しました。また、金融機関による債権放棄を含む事業再生計画に全取引金融機関が同意したことから、支援スキームが成立しました。
- ・ 一方で、F 社の再生可能性をさらに高めるためには、新造船事業とともに造船業の両輪をなす修繕事業の再開が必要と判断した当行と F 社は、東日本大震災事業者再生支援機構に対し支援を要請しました。
- ・ 平成 24 年 11 月、東日本大震災事業者再生支援機構は、既存計画を元に F 社・当行とともに新たな事業再生計画を策定し、修繕設備復旧資金 40 億円の出資等による F 社への支援を決定しました。
- ・ 修繕事業の柱となる修繕ドッグの復旧工事が完了し、平成 26 年 1 月から本格稼働したことにより、新造船部門とあわせ、造船業としての体制が整備されました。当行は、新たな事業再生計画において、F 社に対する運転資金の貸出など、支援を継続していくことについて同意しており、平成 25 年度下半期には新たな運転資金に対応しております。
- ・ F 社の新造船および修繕船の受注についても、概ね計画通りに推移しております。
- ・ 当行は、今後とも地域の復興に向け最大限の支援を行うべく、F 社の事業再生に向けた取組みを継続してまいります。

エ. 金融支援の実施や宮城産業復興機構との連携等を活用した抜本的な事業再生支援の実施

・ 東日本大震災事業者再生支援機構を活用した支援

平成 24 年 2 月、東日本大震災に伴う二重債務問題への対応に向けて、被災した小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者等を重点的な支援対象とし、債権買取りに加え、出融資や債務保証など、様々な支援機能を有する株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が設立されております。

当行は、被災されたお取引先の再生支援をより円滑に進めるため、平成 24 年 5 月に、東日本大震災事業者再生支援機構と秘密保持契約を締結し、同機構との連携強化を図っております。

また、平成 24 年 10 月には、東日本大震災事業者再生支援機構の代表者を講師に招き、役員・本部部課長および営業店長を対象に同機構の制度等に関する説明会を実施しております。

さらに、当行では、企業支援室の担当者が審査部に常駐する外部コンサルタントと帯同して営業店を訪問し、同機構の活用を必要とするお取引先の掘り起こしを行う活動を行っております。

このような取組みの結果、平成 26 年 6 月末現在、同機構が債権買取り等による支援を決定した 449 先のうち、当行で同機構を活用したお取引先は 119 先となっております。

また、同機構の活用に向けた相談を 77 先からお受けしており、うち 37 先については、債権買取りに向けた具体的な協議を開始しております。

当行では同機構の活用提案にも取り組んでおり、引続き、同機構を有効に活用した事業再生に取り組んでまいります。

【取組事例No. 7】外部コンサルタントと連携した東日本大震災事業者再生支援機構の活用提案

- ・ 宮城県沿岸部で建設業を営むG社は、津波により事務所、倉庫などが流失する甚大な被害を受けました。G社は「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」による補助金や当行からの融資を利用して事業の再建を進めましたが、震災前の借入が負担となっており、いわゆる二重ローンが問題となっていました。
- ・ 当行では、審査部企業支援室の担当者が審査部に常駐する外部コンサルタントと帯同して被災地の営業店を訪問し、事業再生を必要とする取引先の掘り起こし活動を行っておりますが、その中で、G社の再生支援には震災前債権の買取機能を有する、東日本大震災事業者再生支援機構（以下「東日本機構」という。）の活用が最も適当であると判断しました。
- ・ その後、東日本機構の活用に向けて、本部・営業店の担当者と外部コンサルタントが連携して、G社の事業計画の策定支援を行い、東日本機構に支援を申請し、支援決定に至りました。
- ・ 当行は、引続き、G社の事業再生に向けた支援を継続してまいります。

・ 宮城産業復興機構等を活用した支援

平成 23 年 12 月、東日本大震災に伴う二重債務問題への対応に向けて、独立行政法人中小企業基盤整備機構、宮城県および当行ほか宮城県内金融機関との共同出資により、宮城産業復興機構が設立されたほか、本機構の設立に先がけて、平成 23 年 11 月には、宮城県産業復興相談センターが設置され、震災の被害を受けられた事業者等からの事業再生に向けた相談業務が開始されております。

当行は、事業者の迅速な事業再開を通じて被災地域の復興を図る観点から、債権の買取りに限らず、多様な支援メニューを有している宮城県産業復興相談センターを有効に活用しております。

平成 26 年 6 月末現在、宮城産業復興機構による債権買取りが決定された 110 先のうち、当行で同機構を活用したお取引先は 54 先となっております。

また、同機構の活用に向けた相談を 22 先からお受けしております。

当行では同機構の活用提案にも取り組んでおり、さらに、宮城県産業復興相談センターと同様の機能をもつ、岩手県産業復興相談センターと福島県産業復興相談センターについても、有効活用に取り組んでおります。

【東日本大震災事業者再生支援機構・産業復興機構の活用状況】 (単位：先)

	支援決定先 (※)				
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年 4月～6月	累 計
東日本大震災事業者再生支援機構	0	46	63	10	119
産業復興機構	1	22	33	4	60
宮城産業復興機構 (宮城県産業復興相談センター)	1	17	32	4	54
岩手産業復興機構 (岩手県産業復興相談センター)	0	3	1	0	4
福島産業復興機構 (福島県産業復興相談センター)	0	2	0	0	2
合 計	1	68	96	14	179

※ 各機構による債権買取り等の支援決定先

・ DDS (デット・デット・スワップ)、DES (デット・エクイティ・スワップ) の活用

震災によって過剰となった債務を劣後化もしくは株式化することにより実質的に圧縮するDDSやDESは、事業者の財務状態あるいは信用状態を改善し、再建可能性を高める有効な手法であります。

DDSの導入により、当該取引先は資金繰りが安定し、事業再生に集中できる一方、当行にとっては、当該取引先に対する支援姿勢を協調融資行等に明示でき、再生可能性を高めることができるという効果が期待され、当行では、平成26年5月末迄に、1先のお取引先に対してDDSを導入しております。

なお、平成26年5月末現在、2先のお取引先について、DDSの活用可能性を検討しております。

一方で、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構等における債権買取り機能を活用した場合、当該取引先にとっては、長期の元金棚上げや金利負担の軽減等、資本金と同様の効果が得られることに加え、債権の買取りによって債務が減免されるケースがあり、DDS・DESよりも有効な再生支援策である場合もあります。

よって、お取引先が迅速な再生を果たしていけるよう、引続きDDS・DESの導入が有効なお取引先を検討していくとともに、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の活用等、他の再生支援策との効果等を比較した上で、DDS・DESの活用を進めてまいります。

・ 復興支援ファンド (事業再生ファンド) の組成・活用

〔東日本大震災復興ファンド〕

当行は、平成23年8月に、東日本大震災の被災企業に対する復興支援を目的として、株式会社日本政策投資銀行と共同して東日本大震災復興ファンド (正式名称「みやぎ復興ブリッジ投資事業有限責任組合」) を設立しております。

平成26年5月末現在、ファンドを通じて、7先のお取引先に対し、劣後ローン等により合計10億円の資金供給が図られております。なお、1先のお取引先について、導入を検討しております。

〔東日本大震災中小企業復興支援ファンド〕

当行は、平成 24 年 1 月に、大和企業投資株式会社と提携し、被災地域の未上場企業に対する資本性資金の供給（エクイティ投資）を通じ、被災地域の復興に貢献することを目的として、東日本大震災中小企業復興支援ファンド（正式名称「東日本大震災中小企業復興支援投資事業有限責任組合」）を組成しております。

平成 26 年 5 月末現在、ファンドを通じて、5 先のお取引先に対し、転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）等により合計 19 億円の資金供給が図られております。なお、1 先のお取引先について、導入を検討しております。

【取組事例No.8】東日本大震災中小企業復興支援ファンドにおける投資の実行

- ・ H社は、植物工場および水耕栽培装置の研究開発や製造販売を行うほか、農業法人としてレタスなどの水耕野菜の生産販売を行うベンチャー企業です。
- ・ H社は、東日本大震災からの復興支援に力を入れており、宮城県多賀城市のみやぎ復興パーク（産学官連携のもと整備された施設）で当社自営の植物工場を稼働させ、生産した野菜を地元スーパー等に販売しております。また、同所において、世界最大規模となる完全LED型植物工場の建設を進めており、地元の雇用増加など地域経済の活性化につながるものとして期待されています。
- ・ 当行では、H社とのリレーションを強化するなか、H社の財務基盤強化と成長資金調達のニーズを聴取したことから、東日本大震災中小企業復興支援ファンドの活用を提案、同ファンドによる種類株式（優先株式）での投資に至りました。

・ 今後の事業継続が困難とみられるお取引先への支援

当行は、お取引先の事業再建の可能性をできる限り模索しつつも、場合によっては、これを断念せざるを得ないケースも視野に入れ、営業店と本部の連携や公的支援機関、外部専門家等の活用を図り、コンサルティング機能の発揮に努め、事業譲渡や会社分割等、お取引先の経営資源や資産の有効な活用等に向けたソリューションを適時適切に提供できるよう取り組んでおります。

オ. 個人債務者の私的整理に関するガイドラインの活用

当行では、平成 23 年 8 月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用開始以降、受付体制の整備と制度の周知に積極的に努めてまいりました。

平成 24 年度は、津波等により甚大な被害を受けた地域で当行の住宅ローンをご利用いただいているお客さまのうち、169 先に対して本部行員が電話によりガイドラインのご案内を実施するとともに、3,620 先に対してガイドラインのご案内書面とパンフレットを郵送しましたほか、津波等により被害を受けた地域以外の住宅ローン利用先のうち、震災を理由に貸出条件の変更を行った 479 先に対してもガイドラインのご案内書面とパンフレットを郵送いたしました。

また、平成 24 年 11 月以降、東北財務局、個人版私的整理ガイドライン運営委員会や仙台弁護士会等とともに、宮城県および福島県で「被災ローン減免制度（個人版私的整理ガイドライン）無料相談会」を開催しており、当行は 12 会場で共催いたしました。平成 26 年 5 月末迄の実績は、各会場の合計で約 900 名が来場し、367 件の個別相談を受け付けました。

さらに、営業店では、個人のお客さまから条件変更のご相談を受け付けた場合や、ご返済が滞っているお客さまとの面談時において、震災の影響を聴取するとともに、ガイドラインの説明を行うことを徹底しております。

このほか、研修会等を通じて、制度の周知および活用に向けた取組みを徹底しておりますほか、平成 25 年 4 月には、営業店長を対象とした制度の現況および今後の取組みに関する研修会を開催しております。

平成 25 年度上半期には、津波浸水地域において住宅ローンをご利用いただいているお客さまに対して、あらためて面談等を行い、ガイドラインの利用見込や自宅の被害状況等を聴取し、ガイドラインの利用を促進したほか、防災集団移転促進事業に伴う自治体による土地の買取り時に抵当権解除の相談を受付した際には、ガイドラインの説明および利用意向の確認を行う等、継続的に周知を行っております。

平成 25 年度下半期以降、防災集団移転促進事業に伴う自治体による土地の買取りが増加しており、お客さまからの抵当権解除の相談を受付した際には、引続きガイドラインの説明および利用意向の確認などを行っております。

このような対応の結果、ガイドラインの運用開始から平成 26 年 6 月末迄の相談受付件数は 480 件、申出受付件数は 230 件、弁済計画案受付件数は 184 件となり、173 件の弁済計画案に同意しております。また、弁済計画案を受付し同意未了となっている 11 件につきましては、迅速な対応に努めております。

【ガイドライン対応実績】

(単位：件)

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年 4 月～6 月	累 計
相談受付	105	294	74	7	480
窓 口	79	184	19	1	283
フリーダイヤル	15	67	2	0	84
その他	11	43	53	6	113
申出受付 (取下げ等)	23 (0)	101 (8)	97 (19)	9 (1)	230 (28)
弁済計画案受付	3	75	97	9	184
同 意	1	62	99	11	173
(成 立)	(0)	(47)	(102)	(20)	(169)
不同意	0	0	0	0	0

注. 個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由した受付実績を含む。

震災発生から 3 年 3 カ月が経過した現在におきましても、防災集団移転促進事業の遅れ等により、自宅の再建が進まないお客さまもいらっしゃることから、当行では、被災された方のおかれた様々な状況を踏まえ、引続きガイドラインの周知に積極的に努めてまいります。また、ご相談を受付した際には、お客さまの状況をきめ細かく把握し、お客さまの状況に応じてガイドラインの利用を積極的に進めていくとともに、迅速な対応に努めてまいります。

【取組事例No.9】「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の活用

- ・ 当行は、住宅ローンを利用していたI氏から、被災した自宅の地震保険金等による住宅ローンの繰上完済および住宅再建資金の借入について相談を受付しました。
- ・ 当行は、I氏の相談・申出内容は二重ローンに該当することから、ガイドラインのメリットおよび効果等を丁寧に説明し、「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」（以下「運営委員会」という。）への相談を提案しました。運営委員会への相談の結果、I氏はガイドラインを申請することとなりました。
- ・ その後、I氏は運営委員会を經由して当行にガイドラインを申請のうえ、当行へ弁済計画案を提出。当行は弁済計画案に同意し、弁済計画が成立しました。
- ・ 弁済計画の成立により、新たな融資が可能となったことから、当行はI氏に住宅ローンを新たに融資しました。
- ・ 現在、I氏は弁済計画にもとづき、旧住宅ローンの担保物件の売却を進めており、売却手続き完了後に残債務の免除を受け、ガイドラインによる債務整理が終了する見込みです。

③資金供給手段の多様化

ア. 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等の活用

東日本大震災により被災された中小企業等グループの施設・設備の復旧・整備に対する支援として、国と宮城県が補助を行う「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」が実施されております。

当行は、震災により被害を受けたお客さまを、国や宮城県と一体となって支援するため、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」制度の取扱開始前から、地域のお客さまに対して、制度概要のご案内等を積極的に行ってまいりましたほか、取扱開始後は、補助金が交付されるまでのつなぎ資金や補助金では賄いきれない自己資金部分にあたる資金需要に対して積極的にお応えしているほか、補助金申請のサポート等も行っております。平成26年5月末現在の本件事業にかかるつなぎ資金の応需実績は315先、430億円、自己資金部分にかかる資金への応需実績は120先、106億円となっております。

なお、補助金申請のサポートを行う際は、営業店と本部が連携して計画策定等の支援を行うほか、中小企業基盤整備機構の「震災復興支援アドバイザー制度」を活用するなど、外部機関との連携により専門的なアドバイスを行っております。

その他、被災した水産業共同利用施設の早期復興を支援する「水産業共同利用施設復興整備事業」や、被災地域における農業生産の再開を図るための施設・機械等の共同利用を支援する「東日本大震災農業生産対策交付事業」などを活用し、復興に取り組むお客さまに対しても、つなぎ資金の需要にお応えするなど積極的な対応を行っております。

【取組事例No.10】中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業にかかるつなぎ資金および自己資金部分の設備資金実行

- ・ 宮城県石巻市で水産加工業を営むJ社は、東日本大震災に伴う津波により工場が全壊し、事業停止を余儀なくされました。
- ・ J社は、中小企業庁による「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」を活用した再建について検討を開始しました。
- ・ 当行は事業計画の策定段階から各種アドバイスをを行い、補助金受領までのつなぎ資金を融資したほか、宮城県の融資制度である「工業立地促進資金」を活用し、自己資金部分の設備資金を融資しました。
- ・ 当行では、今次支援を機に、リレーションの強化を図り、引続きJ社の再建に向けて各種支援を実施してまいります。

イ. ABL（動産担保融資）、私募債ならびに支払保証を活用した信用供与等の実施

当行は、金融仲介機能を十分に発揮する観点から、被災された皆さまの資金調達手段の多様化を図り、ABLや私募債の活用積極的に取り組んでおります。ABLの活用状況等については、12～13 ページに、私募債の活用状況等については、14 ページに記載しております。

このほか、震災に伴うお取引先の信用力低下の補完や、市町村による災害復旧工事における公共工事履行保証のため、支払保証の活用による支援も行っております。

ウ. 農林水産業に対する取組強化

地域の震災からの復興のためには、宮城県の産業を支えている農林水産業の再生が必要不可欠との認識から、当行では、農林水産業に対する取組みを強化しております。

アグリビジネスを支援するため、農業経営アドバイザーの育成に努めており、平成26年5月末現在、資格取得者は20名となっております。

また、農林漁業者の身近なところで6次産業化推進のためのアドバイス等を行う実践者として農林水産省より「ボランティア・プランナー」に行員1名が任命されており、お取引先に対する各種アドバイスや情報発信に取り組んでいるほか、東北農政局が設置する「6次産業化サポートセンター」で受け付けた相談に対してアドバイス等を行う「6次産業化プランナー」に行員3名が選定されております。

農林漁業者の資金需要に対しては、震災前からの枠組みに加えて、平成23年11月に、公的保証機関である宮城県農業信用基金協会を活用した定型融資商品「77アグリビジネスローン＜美の里＞」の取扱いや、宮城県からの利子補給等により実質無利子、無保証料となる特例措置を適用した「農業近代化資金（一般口）」の取扱いを開始しましたほか、平成24年4月には、七十七東日本大震災復興支援ローンに「農信基口」を追加しており、融資商品の充実によって推進体制を強化しております。

震災後、平成 26 年 5 月末迄に、宮城県農業信用基金協会保証付の融資の実績は 37 件、606 百万円、宮城県漁業信用基金協会保証付の融資の実績は 20 件、932 百万円となっております。

なお、平成 25 年 4 月には、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法に基づく地域ファンド「東北 6 次産業化ブリッジファンド」（正式名称「東北 6 次産業化ブリッジ投資事業有限責任組合」）を設立しており、6 次産業化に取り組む事業者に対する資金供給の枠組みを拡大するとともに、当ファンドの活用提案を含めたコンサルティングを継続しております。

その他、農林漁業者に対する取組みとして、宮城県沿岸部で設立された農業組合法人に対して、道の駅や地場のスーパーマーケットを紹介するなど、販路拡大等の支援も行っております。

【取組事例No.11】 6 次産業化に取り組む法人に対する支払承諾の実行

- ・ K 社は農業法人を中心とする農業者と、食品加工業者の出資により設立され、自治体から 6 次産業化のモデル事業者として認定を受けた新設法人です。
- ・ 当行では、K 社への訪問のなかで、中食・外食向けカット野菜等の製造・販売を行う加工施設の整備計画を聴取しました。
- ・ 当行では、営業店と本部が連携し、6 次産業化の動向や公的支援制度にかかる情報提供などの総合的な取引推進を行い、「ふるさと融資（※）」による資金調達を提案しました。同制度利用に向けた申請書類作成等のサポートを行い、「ふるさと融資」にかかる支払承諾を実行しました。

※ ふるさと融資（正式名称：地域総合整備資金貸付）

地域振興に資する民間事業者の支援を目的に地方公共団体が貸付人となる無利子融資制度。民間金融機関が保証機関となり、事業者は低利な保証料のみで長期の資金調達が可能となる。

c. 地域の復興に向けた取組み

①リレーション強化

ア. 取引先訪問運動を通じた地域とのリレーション強化

当行では、平成 19 年から営業店行員による取引先訪問運動を展開しており、お客さまとのリレーションを強化することにより、お客さまが真に必要とされているニーズを理解し、最適なソリューションを提供できるよう渉外活動を行っております。

取引先訪問運動の実施状況等については、17 ページに記載しております。

イ. 営業渉外部渉外担当（旧営業支援部隊）による情報営業の強化

営業渉外部渉外担当は、営業店における取引先訪問運動によるヒアリングや渉外支援・顧客管理システムに登録された情報等を通じて復旧・復興案件を発掘し、さらにお客さまを直接訪問してニーズを深掘りすることによって、専門性の高いソリューション営業を実践しております。

平成 23 年 5 月から平成 26 年 5 月末迄のお取引先訪問先数は、延べ 12,304 先、うち復興支援関連は 1,476 先となっております。

ウ. 地域開発部地域開発課（旧地域振興部地域振興課）による情報提供の強化

地域開発部地域開発課は、被災企業や進出企業、各自治体等を訪問・面談することにより、直接的にリレーションを構築しながら、各種補助事業にかかる申請のサポートや地域の復興計画に関する情報提供等を行っております。

震災後、平成 26 年 5 月末迄の復興支援に係わるコンタクト件数は、延べ 1,438 件となっております。

②ソリューション営業の強化

ア. 国内ビジネスマッチング

・ 日常の情報営業を活用したビジネスマッチング

当行では、震災以前より、地域の情報集積を活用した持続可能な地域社会への貢献を目指し、営業店における日常の情報営業を活用したビジネスマッチングの推進に積極的に取り組み、お客さまの新たな販路や仕入先の開拓、事業拡大に資する営業情報の提供に努めております。

震災直後は、瓦礫撤去・建物修繕にかかる業者の紹介や、事業所の移転・再開にかかる土地・中古物件の情報提供など、復旧に向けた各種ニーズが高まる中、当行は、お客さまに対する情報提供を継続し、事業活動の支援に努めました。

また、当行が平成 26 年 3 月から平成 26 年 4 月にかけて実施した「県内企業動向調査」において、宮城県内の製造業で震災前の生産水準を回復した企業数は依然として 3 割程度となっているなど、被災企業が復興する過程において、商流の再構築や新たな取引先の開拓等が必要不可欠であることから、販売業者に留まらず、食品加工業者や広告デザイン企画業者等の付加価値を高める業者の紹介を含め、本部渉外を中心にビジネスマッチングへの取組みを強化しております。

・ 被災企業に対する個別商談機会の提供

当行では、被災した企業の販路再構築等を支援するため、お客さまに対して個別商談機会の提供に取り組んでおります。

平成 24 年 9 月以降、お取引先である被災した水産加工業者等と、イオングループとの個別商談を実施しております。

具体的には、当行の営業店・本部の担当者と先方の水産品仕入責任者が直接お取引先を訪問し、商談を行うとともに、商品開発等についての具体的なアドバイスをを行い、平成 26 年 5 月末現在、個別商談の成果として、8 先が新たに商品納入を開始しております。

【被災した水産加工業者等とイオングループとの個別商談開催実績】

開催時期	支店名	取引先数	成約先数
平成 24 年 9 月	気仙沼支店	8	0
平成 24 年 9 月	内脇支店	7	3
平成 24 年 11 月	志津川支店	6	1
平成 24 年 12 月	女川支店	6	2
平成 25 年 6 月	湊支店	4	0
平成 25 年 6 月	渡波支店	7	2
平成 25 年 7 月	若柳支店	1	0
合計	—	39	8

また、平成 25 年 4 月からは、仙台商工会議所等が販路回復・拡大支援事業の一環として主催する「売ります！買います！“伊達な商談会” i n S E N D A I」の開催に協力しており、お取引先の食品製造業者等に広くご案内し、バイヤーとの個別商談機会の提供を行っております。

さらに、平成 25 年 7 月、8 月、10 月の 3 度にわたり、復興を目指す取引先水産加工業者等の販路拡大支援のため、外食産業向け食材の提案等を行う(株)ぐるなびとの個別商談機会の提供を行いました。具体的には、(株)ぐるなびと当行の営業店・本部の担当者が被災取引先を訪問し、外食産業の動向にかかる情報提供を行うとともに、各企業の食材納入ニーズ等に対する提案を行っております。

【「売ります！買います！“伊達な商談会” i n S E N D A I」を通じた販路開拓支援状況／平成 25 年度】

開催時期	参加仕入企業	参加企業数	うち 当行取引先
平成 25 年 4 月	(株)藤崎、(株)エマルシェ (さくらの百貨店)	53 社	38 社
平成 25 年 5 月	(株)千趣会、仙台エアポートサービス(株)	57 社	49 社
平成 25 年 6 月	(株)河北新報社、航空食品(株)、カメイ(株)、(株)ぐるなび、(株)サトー商会、楽天(株)	52 社	48 社
平成 25 年 7 月	(株)藤崎、(株)サークルKサンクス、(株)仙台三越、生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合	67 社	55 社
平成 25 年 9 月	イオンリテール(株)、(株)J R 東日本リテールネット、(株)日本文化センター	37 社	34 社
平成 25 年 10 月	服部コーヒーフーズ(株)	7 社	5 社
平成 25 年 12 月	(株)河北新報社、楽天(株)	6 社	6 社
平成 26 年 1 月	ケンコーコム(株)	11 社	6 社
平成 26 年 2 月	(株)藤崎	23 社	22 社

・商談会の開催による販路拡大等の支援強化

当行では、お客さまの販路拡大等を支援するため、商談会の開催にも積極的に取り組んでおります。

平成 25 年 10 月には、地方銀行 38 行と合同で、東京ビッグサイトにて「地方銀行フードセレクション 2013」を開催いたしました。当日は 640 社（うち当行取引先 14 社）が出展し、来場した 1 万名以上のスーパー、百貨店、外食企業等のバイヤーへ商品を PR しました。

また、平成 25 年 11 月には、宮城県および山形県等と連携し、ホテルメトロポリタン仙台にて、「おいしい山形・食材王国みやぎビジネス商談会」を開催いたしました。当日は 75 社（うち当行取引先 36 社）の納入企業が参加し、県内外から来場したスーパー・百貨店・ホテルなど 60 社の仕入企業との間で延べ 544 件の商談が行われました。



・復興支援サイトの設置および復興支援カタログの作成

当行は、ホームページに「食」に関するお取引先紹介を実現するサイト「<七十七>食材セレクション」を平成22年9月に開設しておりますが、震災後、平成26年5月末迄に、復興支援サイトへの掲載企業を34先追加し、計115先のお取引先企業の販売拡大に役立てられております。当サイトについては、営業店で掲載案内を行うほか、各種商談会やセミナーの開催時にパンフレットを配付するなどし、認知度の向上に努めております。こうした取組みの結果、平成25年度のアクセス件数は92,515件、前年同期比27,949件の増加となっており、被災地の復興状況に対する関心の高さが伺えます。



また、平成24年4月には、お取引先の販路拡大を支援するため、公益社団法人宮城県物産振興協会の協力のもと、「宮城県産品カタログ『



みやぎはじめまして。』』を発行いたしました。カタログには、全国に自慢のできる「みやぎブランド」産品を多数掲載し、県内の観光施設などに配置したほか、営業店でお客さまに配付いたしました。また、全国地方銀行協会加盟行64行のネットワークなども活用し、より多くの方々にご利用いただけるよう呼びかけた結果、発行から平成26年3月末迄に、計5,669個、14百万円の注文が寄せられております。なお、本カタログについては、平成26年3月末をもって、取扱いを終了しております。

・産学官連携の活用

当行は、ビジネスマッチングの推進等のため、各種機関と連携を図り、地域活性化に向けた取組みを行っております。平成25年11月には、平成25年2月に引続き、当行と国立大学法人東北大学との「連携協力に関する協定」に基づき、震災復興に向けた地域経済の活性化に資する取組みとして、取引先企業の技術力向上および若手エンジニアの育成支援を目的に大学の研究室を訪問する「七十七銀行・東北大学共同企画『東北大学ラボツアー2』」を開催しました。技術課題の解決や新製品の開発に活かすため、4日間の開催で延べ64企業・団体、74名の方が参加し、最先端の研究内容について説明を受けました。



・北海道銀行との業務提携

当行は、平成25年3月、宮城県と北海道の交流支援の促進を趣旨とする業務提携を北海道銀行と締結しております。本提携は、各地域における取引先企業等の交流支援・情報支援を通じて、各々の地域経済の発展に寄与することを目的としております。

平成 25 年 11 月には、業務提携の一環として、東北・北海道の地方銀行 11 行の共催により、「東北・北海道 6 次産業化ビジネスフォーラム」を開催いたしました。当日は 80 社（うち当行取引先 4 社）が出展し、来場した農林漁業者、食品製造業者等との間で延べ 302 件の商談が行われました。

以上のとおり、ビジネスマッチングに向けた様々な取組みを行った結果、平成 23 年 4 月以降、平成 26 年 5 月末迄のビジネスマッチング成約件数は 2,552 件となっております。

【国内ビジネスマッチングの成約状況】

(単位：件)

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年 4 月～5 月	累計
ビジネスマッチング成約	1,030	697	760	65	2,552
うち農林水産関連	30	10	19	1	60
食材関連	16	8	14	1	39
うちものづくり関連	149	168	199	7	523
(震災関連)	(452)	(97)	(46)	(2)	(597)

【取組事例No.12】地場住宅メーカーに対するビジネスマッチング支援

- ・ L 社は、仙台市東部に本社を置く地場住宅メーカーです。
- ・ L 社の営業エリアにおいて、遊休不動産の売却を検討している取引先情報を入手したことから、当行は不動産業者を通じ、L 社に対して当該不動産情報の提供を行いました。
- ・ L 社は、当該エリアでは、被災者の住宅建築ニーズが高いと判断したことから、購入を決断。当行は、L 社に対して、販売用不動産購入資金を実行し、L 社の事業を支援することができました。

イ. 地方公共団体との連携強化

・地域の再生に向けた経済調査等の実施・活用

当行はこれまで、地域経済の成長・発展、あるいはお客さまの事業活動に資する各種情報提供を行うなど、地域の皆さまに対する調査機能を発揮してまいりました。

経済調査にかかる取組みとしては、平成 23 年 7 月に実施した、石巻市と気仙沼市の産業関連表（平成 17 年表）および震災に伴う経済的被害に関する推計調査に続き、平成 25 年 3 月には、南三陸町の産業再生支援の一環として、将来人口推計調査および就業構造調査を実施しております。

また、平成 25 年 2 月には、震災に関する記録の保存および今後の復興に資する情報提供を図るため、震災後の県内経済情勢や復興状況ならびに産業再生に向けたポイントを取りまとめた「東日本大震災後の宮城県の経済情勢と復興状況について～沿岸地域における産業の再生・発展のポイント～」を発刊いたしました。

情報提供にかかる取組みとしては、平成 24 年 11 月に「地方自治体向けセミナー」を開催し、地方公共団体職員の方など約 80 名に対して、産業・雇用再生への地方自治体の取組みなどについて、外部講師による講演等により情報提供を行いました。

そのほか、平成 24 年 11 月から、震災で宮城県外に避難している方のために、宮城県が発行する「みやぎ復興プレス」等の情報冊子を県外営業店のロビーに配置し、宮城県の震災復興関連情報を提供しております。

・復興プロジェクトへの参画

震災に伴い、地方公共団体等が主導する PPP・PFI の増加や、各種復興プロジェクト等に関連した資金需要の発生が見込まれることから、当行では、地方公共団体やプロジェクト関連企業等との関係を一層強化し、計画段階からプロジェクトに関与するなど、事業化に向けた各種サポートや情報提供等に積極的に取り組んでおります。

PFI については、平成 24 年 5 月、東松島市新学校給食センター整備運営事業に対するプロジェクトファイナンスを実行しておりますほか、平成 25 年 10 月には、独立採算型 PFI 事業に出資および融資等を行う株式会社民間資金等活用事業推進機構の設立にあたり、1 億円の出資を行っております。

平成 25 年 3 月には「PFI 促進セミナー」を開催し、地方公共団体職員の方など約 100 名が参加するなか、PFI の概要や復興事業への PFI 活用例等について情報提供を行いました。

また、平成 25 年 9 月から、震災復興プロジェクトの事業化を支援するため、復興庁が設置する「企業連携プロジェクト支援事業アドバイザー・ボード」に参加しており、地域の産学官の関係機関とともに、被災地の復興に資する取組みに対する資金調達支援等を通じて、復興庁により選定されたプロジェクトの迅速かつ効率的な事業化を支援してまいります。

【取組事例No.13】大規模太陽光発電事業に対する融資の実行

- ・ M社は、地場の大手建設業者で、資材置場として利用していた土地の有効活用策として太陽光発電事業を検討していました。
- ・ 当行は、営業店と本部が連携し、補助金や優遇税制などの太陽光発電事業にかかる情報提供を行うとともに、太陽光発電事業の専門家を紹介するなど、総合的な事業化支援を行い、太陽光発電設備の導入に対して融資を実行しました。
- ・ M社は、自社の事業として太陽光発電事業を行ったノウハウを活用し、他社の太陽光発電事業の造成工事を受注するなど、事業拡大にも繋がっております。
- ・ 当行は、引続き再生可能エネルギー事業などの成長分野に関するお取引先の様々な資金需要にお応えしてまいります。

・有識者会議等への参加

当行では、各自治体における有識者会議等に委員を派遣し、復興特区制度による規制等の特例を受けるための推進計画の策定等に関わるなど、復興に向け人的な側面からも支援を継続しております。

また、震災からの地域経済の復興と先端技術産業の集積につながる、世界最大の素粒子物理学実験施設「国際リニアコライダー」(ILC)を、東北地方に誘致するため宮城県や社団法人東北経済連合会等によって設立された「東北 ILC 推進協議会」に、当行は平成 25 年 2 月から参加しております。

さらに、平成 25 年 12 月には、東日本大震災からの復興の加速化を図るとともに、人口減少、高齢化、産業の空洞化など、地域の抱える課題を官民連携により克服することを目的に、復興庁が設置する「『新しい東北』官民連携推進協議会」へ参加しております。同協議会への参加を通じて、当行は復興事業に対して、資金調達制度の紹介を行うほか、地域のネットワークのつなぎ役として構成機関の連携促進を図るなど様々な支援を行ってまいります。

【当行が参加している主な有識者会議等】

仙台市復興推進協議会	石巻復興協働プロジェクト協議会
一般社団法人東松島みらいとし機構	農林漁業復旧・復興支援委員会
気仙沼市復興特区金融協議会	塩釜市復興推進計画地域協議会
大和町復興推進協議会	一般社団法人南三陸町復興まちづくり機構
南相馬市復興推進協議会	震災復興販路拡大支援事業企画委員会
みやぎ知と医療機器創生拠点推進協議会	次世代自動車イノベーション推進協議会
個人版私的整理ガイドライン運営委員会	いわき市産業振興・雇用創出協議会
企業連携プロジェクト支援事業アドバイザー・ボード	「新しい東北」官民連携推進協議会

【取組事例No.14】復興特区制度「復興特区支援利子補給金」を活用した融資の実行

- ・ N社は、物流網およびサプライチェーンにおいて中核的な役割を担う運送業者です。
- ・ N社は、仙台市の流通機能の強化および災害時における物流確保を目的に、仙台市港湾地区に津波避難施設を備えた大型物流施設の新設を検討するなか、国の復興特区制度の一つである「復興特区支援利子補給金（※）」を活用した資金調達の検討を開始しました。
- ・ 当行は、「復興推進計画」の作成・実施等にかかる協議を行うために設立された「復興推進協議会」に参画し、自治体や他の金融機関等とともに「復興推進計画」について協議を行いました。同計画は国の認定を受け、当行は物流施設新設資金として利子補給金制度を活用した融資を実行しました。

※ 復興特区支援利子補給金の概要

- ・ 対象地域：国が定める被災地域（岩手県、宮城県、福島県は全域が対象）
- ・ 対象事業者：対象地域において設備投資を行う事業者
- ・ 対象事業：対象地域の震災復興に資する中核事業
- ・ 対象融資：3億円以上の設備資金
- ・ 利子補給率：年0.7%以内（事業者へ貸付した日から起算して5年間支給）

・ 復旧・復興に伴う起債の引受け・販売

当行は、平成 25 年度に地方公共団体による起債の引受けを計 1,246 億円行っており、また、お客さまの地方債購入ニーズにお応えするため、計 121 億円の販売も行っております。引続き、当行は復旧・復興に伴う起債の引受け・販売に積極的に取り組んでまいります。

ウ. アジアビジネス支援強化

・海外ビジネス関連情報の提供

当行では、上海駐在員事務所の設置（平成 17 年）以降、中国・アジア地域を中心としたお取引先の海外ビジネスを支援するため、セミナー等を通じた海外ビジネス関連情報の提供に努めております。また、アジアビジネス支援室（平成 23 年 3 月設置）による営業支援活動を実施する中で、より踏み込んだニーズの把握にも努めております。

平成 25 年度は、海外ビジネス関連情報の提供にかかるセミナーを計 15 回（うち海外 2 回）開催し、多数のお客さまに参加いただいております。

また、平成 23 年 11 月からは、お取引先の海外進出や海外投資、貿易取引等多様化する海外ビジネスのニーズに対応するため、毎月 1 回、海外ビジネスに精通した専門家による個別相談会を当行本店で開催しております。平成 26 年 5 月末迄に 29 社のお取引先にご利用いただき、現地法人設立や貿易取引開始等に関するご相談に対応しております。

平成 26 年 2 月には、当行初のイベントとして、アジアビジネスを展開している取引先や今後、海外への事業展開を検討している取引先等を対象に「七十七『ASIA ビジネス交流会』」を開催し、約 120 名に参加いただきました。本交流会では、アジアビジネスの実務や最新情報等を提供するとともに、当行役職員も含めた取引先企業同士の交流やビジネスマッチングも活発に行われるなど、参加したお客さまから高い評価をいただいております。

さらに、宮城県大連事務所、上海、シンガポール、ニューヨーク等各地への人材・トレーニーの派遣を継続するほか、平成 24 年 9 月には、協力協定締結先であるバンコック銀行（タイ）に新規でトレーニーを派遣するなど、海外情報の収集・発信強化に努めております。

【海外ビジネス関連情報の提供にかかるセミナーの開催状況／平成 25 年度】

時 期	セミナー名	参加人数
平成 25 年 5 月	海外進出検討時の事前準備に関するセミナー（共催）	50 名
5 月	マレーシアの投資環境に関するセミナー（共催）	30 名
7 月	台湾とのビジネス連携セミナー（共催）	40 名
7 月	中国主要都市ビジネスセミナー（無錫、大連、北京、上海）（協力）	363 名
7 月	タイ投資セミナー（後援）	60 名
8 月	中国の機械・部品産業に関するセミナー（共催）	20 名
9 月	フィリピン投資環境セミナー（主催）	100 名
9 月	海外ビジネス支援セミナー（協力）	40 名
10 月	海外見本市活用セミナー（共催）	32 名
11 月	上海ビジネス交流会実務セミナー（主催）	103 名
11 月	国際特許・商標・意匠出願セミナー（共催）	40 名
平成 26 年 1 月	タイ食品輸出促進セミナー（主催）	20 名
1 月	フィリピン食品市場セミナー（共催）	30 名
2 月	海外 P L ・国際物流に関するセミナー（共催）	30 名
3 月	中国経済に関するセミナー（共催）	30 名

・海外ビジネスマッチング

当行は、お取引先の販路拡大、震災後の風評被害の払拭、調達先の多様化、コスト低減等を目的とした海外ビジネスマッチングに積極的に取り組んでおります。

平成 25 年 11 月には、中国広州市において、製造業関連の部材調達や販路開拓などの機会提供を目的とした「FBC 広東 2013『日中ものづくり商談会@広東』」を地方銀行等 11 団体と共催いたしました。本商談会には、当行取引先 5 社を含む日系企業 153 社が参加し、延べ 5,300 件の商談が行われました。

さらに、当行では商談会以外でもお取引先の海外ビジネスマッチングに取り組んでおり、上海駐在員事務所による個別商談機会の提供や、宮城県大連事務所等のトレーニー派遣先からの個別商談にかかる情報提供を行っております。



【取組事例No.15】海外ビジネスにかかる支援

- ・ O社は、日本のほか、フィリピンや中国に現地法人を有する、金属プレス製品製造業者です。
- ・ O社フィリピン現地法人では、受注増に伴い、増加運転資金の調達が課題となっていました。
- ・ 当行では、O社フィリピン現地法人が、フィリピンのメトロポリタン銀行から融資をうけるにあたり、当行が同行宛にスタンドバイL/Cを発行し、現地での資金調達を支援しました。
- ・ 本件は、平成 25 年 6 月に当行とメトロポリタン銀行が締結した協力協定にもとづくものであり、地方銀行で同行に対するスタンドバイL/Cを発行した初めての事例となります。

・海外機関等との連携の活用

当行では、海外ビジネス支援体制を強化するため、海外機関等との連携を進めております。

平成 25 年 6 月には、お取引先のタイでのビジネスの支援体制を拡充するため、タイのコンサルティング会社であるバンコク・コンサルティング・パートナーズ社へ出資を行っております。同社は日本およびタイの金融機関やコンサルティング会社などが出資し、日系企業のタイでのビジネスを支援するために設立された会社であり、今回の出資により、同社のコンサルティング機能を活用し、これまで以上にきめ細かなサービスを提供することが可能となっております。

また、同じく、平成 25 年 6 月に、お取引先のフィリピンでのビジネスを支援するため、フィリピンの大手商業銀行であるメトロポリタン銀行と、スタンドバイL/C発行にもとづく現地での資金調達支援や現地での預金口座開設、現地投資環境情報の提供に関する協力協定を締結いたしました。

さらに、平成 26 年 1 月には、お取引先のベトナムへの進出および進出後の資金調達や事業運営等を支援するため、ベトナムの大手商業銀行であるベトコムバンクと協力協定を締結しております。

【海外ビジネスに関する提携状況（平成 26 年 5 月末現在）】

提携時期	提携先	内容
平成22年11月	香港貿易発展局	香港における食品関連を中心としたビジネスマッチング支援
平成23年2月	宮城県	宮城県大連事務所との連携による中国ビジネス支援
平成23年4月	バンコック銀行	タイ現地通貨建て融資支援、専門家紹介、現地情報等の提供
平成23年6月	DBJ アジア金融支援センター	アジア各国に関する各種ビジネス相談、現地情報等の提供
平成23年8月	ファクトリーネットワークチャイナ	中国製造業者とのマッチング、市場調査等のサービス提供
平成23年12月	日本貿易保険	貿易・海外投資にかかるリスク軽減をはかる保険商品の提供
平成24年1月	日本通運 仙台支店	国際物流に関する専門的ノウハウ、情報等の提供
平成24年4月	東北経済連合会	東経連中国事務所との連携による情報提供やマッチング支援
平成24年11月	バンクネガラインドネシア	現地通貨建て融資支援、専門家紹介、現地情報等の提供
平成25年2月	インドステイト銀行	インドでの預金口座開設支援、専門家紹介、現地情報等の提供
平成25年4月	(株)セコム	海外のセキュリティに関するコンサルティングの提供等
平成25年4月	総合警備保障(株)	海外のセキュリティに関するコンサルティングの提供等
平成25年6月	バンコク・コンサルティング・パートナーズ	タイ進出に関する各種コンサルタント、現地法人の設立登記、各種許認可申請等
平成25年6月	メトロポリタン銀行	フィリピン現地通貨建て融資支援、同行のノウハウを活用したフィリピンへの進出支援
平成26年1月	ベトコムバンク	ベトナムでの預金口座開設、外国送金等の支援、ベトナム現地法人への資金調達支援等

・宮城県との連携を活用した海外ビジネス支援および観光PRの推進

当行は、宮城県の産業活性化や地域の企業の海外ビジネスの推進に寄与するため、中国ビジネスを行う企業に対して連携・協力して支援を行う「中国ビジネス支援に関する協力協定」を宮城県と締結しており、平成 25 年度は、宮城県等が主催する各種セミナーに計 9 回共催参加しております。

また、平成 25 年 12 月には、中国上海市および大連市において、外国人観光客誘致による県内経済の活性化ならびに震災復興支援の一環として、観光に関する商談会「上海・大連広域連携商談会」を開催いたしました。本商談会には、当行取引先 10 先を含む日本企業 15 社が参加し、延べ 263 件の商談が行われました。

エ. 事業承継・相続相談

震災を契機として、お客さまの事業承継に関する支援ニーズは高まっております。当行では、営業渉外部資産運用サポート課に相談業務専担者を2名配置し、本部のマナーアドバイザー5名も活用のうえ対応しております。平成25年度における実績は以下のとおりです。

- ・外部専門機関等を活用した事業承継支援を115件提案した結果、2件成約しております。

業種	内容
物品賃貸業 建設業	後継者不在のため事業承継に悩みを抱えていたお客さまからの相談を受け、業容拡大を検討していたお客さまへ情報提供を実施。その後、両社間で諸条件の調整・交渉を経て、M&Aの成約に至りました。当行は、M&Aの成約に伴う株式取得にかかる資金270百万円に応需しました。
電気機器卸	東北エリアへの進出を検討していた企業の代理人金融機関から、後継者不在のため事業継続に問題のあったお客さまの紹介依頼を受け、M&Aの提案を実施し、成約に至りました。

- ・自社株評価を活用した事業承継スキームを160件提案した結果、3件成約しております。

業種	内容
機械器具製造	自己資金での土地の購入を検討していたお客さまに対し、自社株評価概算計算にもとづき、事業承継・相続対策の観点から、銀行借入による購入を提案し、土地購入資金に応需しました。
電気通信工事	お客さまの事業承継ニーズに対し、税理士法人を紹介し、役員退職金支払による株価引下げを提案し、役員退職金支払資金について応需しました。
建設業	保有株式を後継者に譲渡することを検討していたお客さまに対し、自社株評価概算計算を実施のうえ、税務リスク等を考慮し、関連会社による株式取得を提案し、株式取得資金について応需しました。

- ・震災に伴う親子の相次相続、同時死亡による相続人不在のケースなど、複雑な相続相談等に関する「七十七『相続』相談ホットライン」（本部専担者による対応）での対応実績は468件（平成25年度）となっております。

また、お取引先の事業承継ニーズへの対応をより一層強化するため、平成25年6月に、公益財団法人みやぎ産業振興機構（宮城県事業引継ぎ支援センター）と秘密保持契約を締結しております。

オ. 情報提供、外部への講師派遣

・復興支援にかかるセミナーの開催

過去に例のない規模の被害をもたらした震災からの復興には、多くの知識や情報が不可欠であることを踏まえ、お取引先の復興を側面から支援するため、当行は復興支援にかかる各種セミナーを開催しております。

平成26年2月には、宮城県内2カ所（石巻市、気仙沼市）で、「＜七十七＞事業戦略セミナー」を開催しました。セミナーでは、外部の講師を招き、水産加工会社を中心とした被災企業等を対象として、消費者ニーズにもとづいた水産物の商品開発や販路開拓に関する情報を提供し、2会場合計で64社85名の方にご参加いただいております。

同じく、平成26年2月に、国の補助事業を活用した取引先支援の強化を目的に、宮城県内3カ所（仙台市、白石市、大崎市）で、「補助事業活用セミナー」を開催しました。セミナーでは、国が実施する主な施策や補助事業等の概要を説明し、その活用方法や申請時に作成する事業計画の策定ポイントなどを、これまでの支援事例を踏まえながら解説し、3会場合計で110社112名の方にご参加いただきました。

このほか、平成 24 年 11 月以降、被災者の生活再建を目的として、東北財務局、個人版私的整理ガイドライン運営委員会および仙台弁護士会等とともに宮城県・福島県で「被災ローン減免制度（個人版私的整理ガイドライン）無料相談会」を開催し、制度の説明および個別相談会を行っているほか、平成 25 年 12 月以降に、東北財務局や仙台弁護士会とともに宮城県内で開催している「住まいまるごと応援フェア」に行員を派遣し、住宅ローンにかかる個別相談会を行っております。

・講師派遣

当行では、地域の皆さまの企業経営・社員教育に貢献するため、各種セミナー、研修会を開催するとともに、お取引先の希望するテーマに関する研修等への講師派遣を行っております。平成 25 年度は、地域開発部の行員が震災後の宮城県の経済情勢などに関する講演を 26 回行い、約 1,500 名の方に参加いただきましたほか、挨拶・電話応対等の社員教育や資産運用等に関する研修会を開催し、延べ 25 先、782 名のお取引先に参加いただきました。また、平成 26 年 4 月には、新入社員研修会を県内 5 地域で開催し、取引先企業 115 社から 664 名の方に参加いただきました。

d. 地域の復興支援に取り組む人材の資質向上に向けた方策

当行では、地域の復興支援のため、震災で被災されたお客さまの状況を十分把握し、ニーズに最適なソリューションを提供し、コンサルティング機能を発揮できる人材の育成・目利き力の向上に向け取り組んでおります。なお、平成 24 年 4 月にスタートした中期経営計画『『未来への力（POWER）』～再生と進化の 36 カ月～』における重点施策のなかに「人材育成への投資拡充」を掲げております。

〔平成 25 年度下半期の実績〕

- ・事業性貸出の基本の習得と実務能力の向上を図るため、県内 13 地域において地域の融資担当職位者が塾長として若手の融資・渉外担当者の育成を行う行内私塾「セブン塾」を開催するなど 6 コースの金融円滑化に関連する研修会を開催し、計 345 名が受講しております。
- ・コンサルティング業務に関する基礎知識の習得を大卒 2 年目研修会に取り入れるなど、6 コースのコンサルティング関連の研修会を開催し、計 280 名が受講しております。
- ・金融円滑化の推進およびコンサルティング機能の発揮に向けた行員等の自学自習を支援するため、11 コースの行員向け休日セミナーを開催し、計 1,579 名が受講しております。また、「コンサルティング実践」、「震災復興支援」、「法人取引ソリューション営業実践」等、地域の復興支援に向けた目利き力向上を目的とした講座など 22 コースの通信講座を計 967 名が受講しております。
- ・営業渉外部、地域開発部よりコンサルティング機能発揮にかかる好事例を全行向けに随時発信（計 35 回）しており、行内への浸透・徹底を図っております。

[平成 26 年度上半期の取組み]

- ・営業店融資担当者の基本知識習得と実務能力向上のため、平成 25 年 4 月に開始した審査部の担当者による営業店訪問や電話等によって、継続的に個別指導する取組みを継続しております。また、テレビ会議システムを活用し、タイムリーで効率的な指導を行っております。
- ・若手行員を中心とした新任融資担当者に対し、融資業務の基本の早期習得および当行全体の融資力の底上げを図る観点から、「融資新任者研修会」および「行内私塾『セブン塾』」の内容を一部見直しのうえ継続しております。
- ・中小企業等が抱える経営課題を把握し、最適なソリューションを提案する力を強化するため、「コンサルティング能力向上研修会」等、コンサルティング力の強化に資する研修を継続しております。
- ・融資スキル、コミュニケーション能力、およびプレゼンテーション能力等の向上を目指し、休日セミナーの内容を充実しております。
- ・業務遂行力の強化および得意分野の育成を図る観点から、行員個々人の自己啓発に対する積極的な取組みを促すとともに、行内における人材育成に取り組む風土の醸成を図るため、自己啓発にかかる取組みをポイント化し、優れた取組みの部店を表彰する「自己啓発推進運動」を継続しております。

【研修会／金融円滑化関連（平成 25 年度下半期）】

研修会名	期間	開催回数（回）	受講者数（名）
支店長研修会（新任）	2 日間	1	16
次長研修会（新任）	2 日間	1	20
案件審査スキルアップ研修会	1 日間	1	117
融資新任者研修会	4 カ月間	1	80
個人重点指導	6 カ月間	随時	25
行内私塾「セブン塾」	6 カ月間	随時	87
合計（6 コース）			345

【研修会／コンサルティング関連（平成 25 年度下半期）】

研修会名	期間	開催回数（回）	受講者数（名）
法人渉外担当者等育成プログラム	4 カ月間	1	8
MA カレッジ	4 カ月間	3	30
コンサルティング能力向上研修会	3 カ月間	1	18
大卒 2 年目研修会	2 日間	1	80
貿易実務研修会	1 日間	1	8
新入行員研修会	1 年間	1	136
合計（6 コース）			280

【行員向け休日セミナー／金融円滑化・コンサルティング関連（平成 25 年度下半期）】

セミナー名	開催時期	内 容	受講者数（名）
「マーケット知識」習得セミナー	平成 25 年 10 月	コンサルティング力強化に向けたマーケット知識の習得	87
「融資業務」入門セミナー（第 1 回）	平成 25 年 11 月	決算書・財務諸表の仕組み等の基本知識の習得	234
「財務知識活用術」習得セミナー	平成 25 年 11 月	財務を切り口とした法人営業力の強化	30
「マーケット知識」習得セミナー	平成 25 年 12 月	コンサルティング力強化に向けたマーケット知識の習得	121
「融資業務」入門セミナー（第 2 回）	平成 25 年 12 月	運転資金・設備資金に関する基本知識の習得	223
「融資業務」入門セミナー（第 3 回）	平成 26 年 1 月	信用格付にかかる基本知識の習得	208
マーケットセミナー	平成 26 年 2 月	コンサルティング力強化に向けたマーケット知識の習得	167
「融資業務」入門セミナー（第 4 回）	平成 26 年 2 月	資金繰りに関する基本知識の習得	196
平成 26 年度税制改正のポイント	平成 26 年 2 月	平成 26 年度税制改正のポイント	125
「融資業務」セミナー	平成 26 年 2 月	事業再生・経営改善支援等の基本の習得	78
「県信保付貸出」入門セミナー	平成 26 年 3 月	県信保貸出の基本の習得	110
合計（11 コース）			1,579

(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

A. 創業又は新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化のための方策の進捗状況

a. 創業・新事業支援の状況

被災地域では、勤務先が廃業したお客さまが自ら開業する動きや、被災した農林漁業者が集まり農業生産法人を設立する動きがあり、当行では、宮城県における創業・新事業関連融資制度等を活用した積極的な資金供給を実施しております。また、技術・アイデア面に優位性を有する企業に対しては、東北大学や東北経済連合会等の外部支援機関への紹介を通じたハンズオン支援を行うなど、投融資以外の面からも支援を実施しております。

平成 25 年度は、投融資以外の面からの支援も含めた支援実績が 202 件となっており、うち創業・新事業支援融資を実行した実績は 122 件、融資金額は 668 百万円となっております。

b. 宮城県への企業進出に伴う創業・新事業支援への取組み

宮城県および県内 34 市町村は、東日本大震災の復興特区制度を活用して、自動車関連産業、高度電子機械産業などの分野において、ものづくり産業の集積を図るべく、「民間投資促進特区」を申請し、復興庁の認定を受けております。また、宮城県内の市町村において、企業の新規立地や被災者の雇用促進のため、農業や観光関連産業等の「民間投資促進特区」を個別に申請し、復興庁の認定を受けております。こうした動きもみられるなか、当行では、地域経済活性化を図るため、地域開発部を中心に本部・営業店が一体となって、進出企業等との取引を進めるとともに創業・新事業の開拓に取り組んでおります。

c. 自動車・半導体産業関連の集積を踏まえた店舗の設置

宮城県北部から岩手県南部は、自動車・半導体関連産業の集積が進行し、経済交流の進展が期待されております。当行は、進出企業等に関連するお客さまの支援強化を図るとともに、進出企業等に係わる起業・新事業に向けた地域の皆さまの取組み支援により地域経済の活性化を図るため、平成 24 年 6 月、岩手県北上市に北上支店を新設しております。北上支店では進出企業等に対する資金供給のほか、岩手県南部の企業と宮城県内の当行取引先とのビジネスマッチングなど、営業店と本部が連携し、各種ソリューションの提供に努めております。

d. 公益財団法人七十七ビジネス振興財団による支援

当行は、宮城県の産業振興と経済発展への貢献を目的として公益財団法人七十七ビジネス振興財団を設立し、その運営を支えております。

七十七ビジネス振興財団では、評価の高い商品・サービス、優れた技術力・経営手法を有する企業に対する表彰事業と、新規性や独創性のある技術やノウハウ等により積極的な事業展開を行っている企業、新規事業活動を志している起業家を対象とした表彰事業を行っており、平成 25 年 11 月には、計 7 社の表彰を行いました。

また、平成 26 年 2 月には「『企業家セミナー』～立ち上がる挑戦者へ～」と題しセミナー（参加：約 40 名）を開催いたしました。

B. 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援にかかる機能の強化のための方策の進捗状況

a. 本部による支援活動の強化

当行では、お客さまの金融ニーズが多様化、高度化してきていることを踏まえ、本部渉外人員を配置し、顧客とのリレーション強化およびコンサルティング機能の発揮に努めております。営業渉外課、資産運用サポート課、住宅融資課、地域開発課、国際業務課、アジアビジネス支援室の本部行員が、お客さまの求める金融ニーズに応じ、各種ソリューションを提供しております。

b. 医療・介護分野等の成長分野の推進体制強化

宮城県は、医療従事者の配置基準緩和等により被災した医療機関の再開を促進するため、東日本大震災の復興特区制度を活用して「保健・医療・福祉復興推進特区」を申請し、復興庁の認定を受けております。

当行では、一般財団法人日本医療経営実践協会が実施する「医療経営士3級」の資格認定試験合格者3名を本部に配置するなど、医療・介護分野の推進体制強化に努めております。

c. 商工会議所との連携

当行は、地域金融機関として地元取引先企業の経営相談ニーズへの支援を強化する観点から、県内商工会議所および宮城県商工会連合会との提携を行っており、提携商工会議所等の会員向けに、特定の融資商品の金利優遇を通じた支援を行っております。平成25年度の実績は、10件、90百万円となっております。

d. 「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」の活用

当行は、中小・中堅建設企業の経営戦略実現を支援するため、国土交通省と一般財団法人建設業振興基金が展開する「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」を活用するため、平成24年9月、同省および同基金とパートナー協定を締結いたしました。

建設業のお取引先が抱える資材価格の高騰や人手不足等の経営上の課題に対応する新たな支援手段として、建設業に精通した中小企業診断士等の経営相談を受けることができる、本事業の積極的な活用提案を行っております。

e. 「みやぎ地域産業支援プラットフォーム」への参加

当行は、平成25年9月に中小企業庁が行う「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」の中で、専門家派遣事業の窓口機能等を担う「みやぎ地域産業支援プラットフォーム」に構成機関として参加いたしました。

本プラットフォームを活用し、県内商工団体、他金融機関等の構成機関と連携し、専門家の派遣、各種イベントの開催、国等の各種中小企業支援策に関する情報の発信など、様々な中小企業支援の取組みを行ってまいります。

f. 「地域再生・活性化ネットワーク」への参加

当行は、平成26年1月に地方銀行9行（当行、北海道銀行、千葉銀行、八十二銀行、静岡銀行、京都銀行、広島銀行、伊予銀行、福岡銀行）が、各行の経営基盤・営業エリアにおいて有する情報・ネットワークを活用し、新たな価値を共創することで地域経済の再生および活性化をはかるため、「地域再生・活性化ネットワーク」へ参加いたしました。

同ネットワークを活用し、県境・地域を越えて活躍されるお客さまのライフステージにおける様々な経営課題やビジネスニーズに対して、最適なソリューションを提供すべく連携および協力を行ってまいります。

C. 早期の事業再生に資する方策の進捗状況

当行は、地元企業の業績回復による地域経済の活性化を目的として、企業の活力を十分に発揮できていないお取引先企業に対して経営改善計画の策定支援に取り組むなど、ランクアップ活動を実施しております。平成 25 年度のランクアップ先数は 332 先となっております。

D. 事業の承継に対する支援にかかる機能の強化のための方策の進捗状況

震災を契機として、事業承継に関する支援のニーズは高まっており、当行では、本部担当者による支援活動を実施しております。平成 24 年 11 月には、「＜七十七＞事業承継セミナー」を開催しており、ご出席いただいた 80 名の方に対して、資産承継・事業承継対策のポイントについての情報提供を行ったほか、お取引先の事業承継ニーズへの対応をより一層強化するため、平成 25 年 6 月に、公益財団法人みやぎ産業振興機構（宮城県事業引継ぎ支援センター）と秘密保持契約を締結しております。

また、事業承継支援策の一つであるM&Aに精通した人材を育成するため、平成 25 年 9 月迄に、一般社団法人金融財政事情研究会が開催した「M&Aシニアエキスパート養成スクール」を行員 4 名が受講し、同資格の認定試験に合格しております。

さらに、平成 26 年 4 月には、株式会社日本M&Aセンターの代表者を講師に招き、役員・本部部課長および営業店長を対象にM&A仲介業務に関する説明会を実施しております。

自社株評価および外部専門機関等を活用した事業承継支援の状況等については、39 ページに記載しております。

3. 剰余金の処分の方針

当行は、銀行業としての公共的性格と経営の健全性維持等を考慮し、安定的な配当を継続していくことを基本方針としながら、経営体質強化のための内部留保にも意を用いております。

平成 26 年 3 月期につきましては、有価証券の減損処理額が減少したことなどから、単体経常利益は増益となりました。銀行業としての公共的性格と経営の健全性維持等を考慮し、安定的な配当を継続していくという基本方針のもと、当期の業績等を総合的に勘案し、前期末比 1 株につき 50 銭の増配としたうえで、内部留保の積上げを図っております。

今後とも、震災により甚大な被害を受けながらも事業や生活の再建を図るお客さまに対する着実な支援等を行いつつ、震災からの復旧・復興に向けた取組みの推進により収益力を強化し、内部留保の充実を図ってまいります。

また、劣後ローンによる借入については、約定に従った利息を支払いますほか、当行を支えていただいております株主の皆さまにも安定的な配当を実施してまいります。

なお、東日本大震災前の水準以上の自己資本を確保し、更に想定される今後のリスクにも十分対応可能な健全性を確保することができる利益剰余金が積み上がった場合には、公的資金の早期返済を目指してまいります。

【当期純利益および利益剰余金残高の推移】

(単位：百万円)

	24/3 期 実績	24/9 期 実績	25/3 期 実績	25/9 期 実績	26/3 期 実績	26/9 期 見通し	27/3 期 見通し
当期純利益	10,597	4,096	12,161	8,103	14,747	6,750	13,500
利益剰余金	256,172	258,957	265,713	272,475	277,810	282,450	287,900

4. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理にかかる体制

当行は、従来、取締役会の機能強化や社外監査役を含めた監査体制の強化、コンプライアンス体制、リスク管理体制の充実など、経営管理組織の整備を経営上の優先課題として位置づけております。

取締役会は、経営上の重要事項に係わる意思決定を図るとともに、常務会を設置し、取締役会の委任を受けた範囲内において重要事項の協議・決定を行っております。なお、平成25年6月開催の定時株主総会を経て、社外取締役1名が就任しております。

また、当行は監査役制度を採用しており、監査役および監査役会につきましては、監査役5名のうち過半数の3名を社外監査役とし、監査役監査の独立性を高め、取締役会への出席・意見陳述等を通じ有効性・適法性を確保しております。

なお、社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する特段の基準はありませんが、国内証券取引所の規程を参考とし、職務を適切に遂行できることを基本的な考え方として選任しております。

コンプライアンス体制およびリスク管理体制といたしましては、取締役会において定めた「法令等遵守方針」および「リスク管理基本方針」により、コンプライアンスに係わる取組姿勢の明確化・実効性の確保、当行の安定的・永続的発展のための強固なリスク管理体制の確立を目指しております。

また、取締役会において「内部統制基本方針」を定め、内部統制システムの整備に努めております。

A. 取締役会

取締役会は、原則として毎月1回開催されております。取締役会では、法定決議事項の決議が行われるほか、取締役会規定に定める報告事項および決議事項に基づき、重要な業務執行について報告を受けるとともに、協議や決議を行っております。また、取締役会には常勤監査役および非常勤監査役も出席し、必要があると認めたときは意見を述べることとなっております。

なお、当行では、経営環境の変化へより迅速に対応できる経営体制の構築等を目的として、取締役の任期を1年とし経営体制の一層の強化を図っております。

B. 常務会

常務会は、原則毎週1回開催されております。常務会では、常務会運営規定に基づき、取締役会の委任を受けた範囲内において重要事項の協議・決定を行うほか、方針・規定等で定められた事項等について報告が行われております。また、常務会には常勤監査役も出席しており、必要に応じて意見を述べるができることとなっております。

C. 役員部長連絡会

役員部長連絡会は、原則毎週1回開催されております。役員部長連絡会では、役員部長連絡会運営規定に基づき、規定等で定められた事項のほか、業務運営・各種施策に係わる現状分析、進捗状況、課題等、PDCAを実践する観点からの諸報告が行われております。また、役員部長連絡会には常勤監査役も出席しており、必要に応じて意見を述べるができることとなっております。

D. 監査役会

監査役会は、原則として毎月1回開催されております。社外監査役は、財務・会計、法令、企業統治等について専門的な知見を有し、公正・独立な立場で業務執行の妥当性等を監視する役割を担っております。また、代表取締役との定期的会合等の機会を通じ、当行が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

なお、社外監査役のサポート体制として、コンプライアンス統轄部に監査役の職務を補助する専任の使用人をおき、その使用人は、監査役の指示に従い、その職務を行うものとしております。また、社外監査役に対する情報伝達の徹底のため、監査役監査基準において常勤監査役と他の監査役との情報共有に関する事項を定め、適時、情報の共有化を図っております。

E. 内部監査体制

当行は、内部監査部門として監査部を設置しております。その業務および権限については、取締役会によって承認された組織規定に定められているほか、内部監査方針に基づき、金融円滑化推進管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢および各種リスク管理態勢を含む内部管理態勢の適切性、有効性を検証・評価するとともに、発見された問題点について、被監査部署が必要に応じて改善を行い、その状況を監査部が確認する態勢となっております。監査部の独立性、監査員の権限、被監査部署の義務等は、監査規定において規定しており、内部監査結果を踏まえて策定される内部監査計画に基づき、実効性のある内部監査を実施することにより、内部監査機能を十分発揮できる態勢を構築しております。また、監査部は、効果的な内部監査を実施するため監査役と緊密な関係を保っております。

なお、内部監査結果については、毎月取締役会および役員部長連絡会で報告されているほか、代表取締役にも都度報告されており、特に経営に重大な影響が認められる問題点については随時報告されております。

F. 外部監査体制

会計監査人による外部監査は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、厳正な監査を受け会計処理の適正化等に努めております。

(2) 各種リスク管理の状況

A. リスク管理体制

当行は、リスク管理体制の充実を経営上の優先課題として位置づけており、リスク管理の基本的な運営方針である「リスク管理の基本方針」を定め、各リスクのリスク管理部署等の組織と役割ならびにリスク管理の内容等を明確化し、当行の安定的かつ永続的発展のための強固なリスク管理体制の確立を目指しております。

リスク管理部署については、統合的リスク管理はリスク統轄部が行うほか、各リスクについては、リスクを信用リスク、市場リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスクに分類し、それぞれの担当部が管理しております。

B. 統合的リスク管理

当行は、統合的リスク管理の基本方針である「統合的リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、経営の健全性を高める観点から、直面するリスクに関して、それぞれのリスク毎に評価したリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行う統合的リスク管理態勢を構築するとともに、リスク計量技術の高度化等のリスク管理方法の向上を図っております。

統合的リスク管理の具体的枠組みとしては、自己資本の範囲内でリスクの種類毎にリスク資本予算を部門（国内業務部門、資金証券部門等）に配賦し、各部門のリスク量を配賦額の範囲内にコントロールすることでリスクの総体を抑えながらリターンを高める「リスク資本管理」を行っております。また、リスク資本管理は、リスクテイクに見合った収益が確保されているかのリスク・リターン分析、複数のストレスシナリオによるストレステストとその結果に基づく自己資本充実度の評価等にも活用しております。

C. 信用リスク管理

当行は、信用リスク管理の基本方針である「信用リスク管理方針」および信用リスク管理にかかる各種規定等を定め、信用リスク管理を重視した業務運営に資するため、資産の健全性確保のための基本的スタンスならびに、リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理にかかる手法を明確化し、厳正な管理を行っております。また、信用リスク管理の適切性の維持・改善を図るため、信用リスク管理の根幹である信用格付制度の整備、および信用格付制度の活用による信用リスク管理の高度化を目指した管理手法等の構築に取り組んでおります。

信用リスク管理にかかる組織としては、営業推進部門等からの独立性と牽制機能を発揮できる管理態勢とするため、当行全体の信用リスクの評価、コントロール等を行う信用リスク管理部署としてリスク統轄部、適切な審査・管理、問題債権の管理等を行う審査管理部署として審査部を設置し、信用リスク管理の実効性を確保しております。

信用リスク管理の高度化への取組みとしては、信用格付制度において統計モデルを導入するとともに、信用リスク量は、統合収益管理において信用コストとしてプライシングへの活用、リスク資本の配賦およびストレステストにおいて自己資本充実度評価への活用を図っております。また、信用集中リスクの管理においては、特定の与信先（グループ）への過度な与信集中を回避するため、信用格付毎に管理基準額を定めたとえで与信集中を抑制しているほか、クレジット・リミットとして与信限度額を設定しております。さらに、外部情報の収集・活用により、与信先の急激な経営環境の変化等を事前に察知し、適切な対応策を講じる予兆管理の強化に取り組んでおります。

震災の影響による貸出資産の劣化およびデフォルト先の増加等に備え、与信先の実態把握と経営改善支援等を通じて信用リスク管理を一層強化するとともに、震災の信用リスクへの影響を適切に反映し評価するため、信用格付制度の整備・検証およびパラメータ推計・検証等を積み重ねながら、PDCAサイクルの実践による信用リスク管理の高度化に努めております。また、二重債務問題については、震災からの復興および地域経済の活性化に向けて最優先で取り組むべき課題と認識しており、被災された事業者に対しては公的機関による債権買取りスキームを、また、個人に対しては「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を積極的に周知し活用するなど、適切に対応しております。

D. 市場リスク管理

当行は、市場リスク管理の基本方針である「市場リスク管理方針」および市場リスク管理にかかる各種規定等を定め、市場リスク管理を重視した業務運営に資するため、市場リスク管理の基本的スタンスならびに、リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理にかかる手法を明確化し、厳正な管理を行っております。

市場リスク管理にかかる組織としては、市場取引における牽制機能を発揮できる管理態勢とするため、当行全体の市場リスクの評価、コントロール等を行う市場リスク管理部署としてリスク統轄部を設置し、業務運営部署である資金証券部と事務管理部署である市場国際部を分離するとともに、資金証券部内にはリスク統轄部の所属員を駐在させ市場リスク管理の実効性を確保しております。

リスク統轄部は、上記の各種規定等に基づき、市場V a R等により当行全体の市場リスク量を計測・分析するとともに、市場リスク量を一定の範囲内にコントロールするため、取引の種類や業務の特性に応じて設定したポジション枠や損失限度枠等の遵守状況を日々モニタリングしており、モニタリング結果は、日次でリスク統轄部の業務担当役員、月次でALM・収益管理委員会等に報告しております。なお、ポジション枠や損失限度枠等を超過した場合は、速やかに対応策を策定のうえ、ALM・収益管理委員会や常務会等で対応を協議するなど早期の対応を図る体制としております。また、先行きの金利や株価等の予測に基づく有価証券の評価損益等のシミュレーション、市場V a Rのバックテスティングを月次で実施しているほか、複数のストレスシナリオによるストレステストとその結果に基づく自己資本充実度の評価を四半期毎に実施し、ALM・収益管理委員会等に報告しております。

市場リスク管理の高度化への取組みとしては、震災以降の預金流入に伴い有価証券残高が急増する中、金利リスクを的確に捉えるため、経済統計指標および投資家の売買動向をモニタリングするなど、予兆管理を強化しております。

E. その他リスク管理

a. 流動性リスク管理

当行は、流動性リスク管理の基本方針である「流動性リスク管理方針」および流動性リスク管理にかかる各種規定等を定め、安定的な資金繰り運営に資するため、流動性リスク管理の基本的スタンスならびに、リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理にかかる手法について明確化し、厳正な管理を行っております。また、不測の事態への備えとして、「流動性危機対応プラン」や「決済リスクにかかる緊急時対応プラン」等を定め、迅速かつ的確な対応が行えるような体制を整備しております。

流動性リスク管理にかかる組織としては、牽制機能を発揮できる管理態勢とするため、当行全体の日々の資金繰り管理および資金や証券の受渡管理を行う資金繰り管理部署および決済の管理部署として市場国際部、資金繰り管理部署および決済の管理部署の統轄、当行全体の流動性リスクの把握、モニタリング等を行う流動性リスク管理部署としてリスク統轄部を設置し、流動性リスク管理の実効性を確保しております。

資金繰り管理では、資金繰りリスクにかかる限度枠を、円貨については最低限確保すべき手元流動性の額に対して、外貨については期間別の運用・調達額の差額に対して設定し、その状況を日々モニタリングするとともに、日次または月次の資金繰り見通しの作成、調達可能額や資産の流動性の把握、大口資金の期日集中の確認等を行っております。決済の管理では、日銀ネット決済等の決済制度における決済の状況および他の金融機関等との間で行う決済の状況について管理を行っております。リスク管理では、預金・貸出金計画の実績との乖離状況やストレス状況を含めた資金ギャップ分析などを行っております。さらに、各管理の状況については、月次でALM・収益管理委員会等に報告しております。

b. オペレーショナル・リスク管理

当行は、オペレーショナル・リスク管理に関する基本方針である「オペレーショナル・リスク管理方針」およびオペレーショナル・リスク管理にかかる各種規定等を定め、適切なリスク管理に資するため、リスク管理の基本的スタンスならびに、リスクの評価、モニタリング、コントロール等の管理にかかる手法を明確化し、厳正な管理を行っております。

オペレーショナル・リスクは、損失の発生原因などから「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」、「風評リスク」、「アウトソーシングに伴うリスク」および「災害等偶発事態発生によるリスク」の8つに分類し、各リスクの管理部署において適切なリスク管理を行っております。各リスクの管理部署は、事務リスクは事務統轄部、システムリスクはシステム部、法務リスクはコンプライアンス統轄部、人的リスクは人事部、有形資産リスクは総務部、風評リスクはリスク統轄部、アウトソーシングに伴うリスクは事務統轄部およびシステム部、災害等偶発事態発生によるリスクは総務部、事務統轄部およびシステム部となっております。

リスク統轄部は、オペレーショナル・リスクの総合的な管理部署として、当行全体のオペレーショナル・リスクの総合的評価、モニタリング等を行い、各リスク管理部署は、リスクを評価、モニタリングするために、損失情報等の収集・分析、商品・業務等に内在するリスクを特定・認識し、リスク管理の有効性やリスクが顕在化する可能性について自己評価等を行っております。自己評価後の再発防止策などの評価結果や損失の発生状況等については、半期毎および必要に応じて役員部長連絡会や常務会等へ報告しております。

なお、オペレーショナル・リスク管理態勢の整備に努めた結果、自己資本比率の算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出方法について、従来の「基礎的手法」よりも高度な管理態勢が求められる「粗利益配分手法」を平成25年3月末から採用しております。今後につきましても、適切なオペレーショナル・リスク管理を行っていくため、管理手法の高度化に取り組んでまいります。

①事務リスク管理

当行は、事務管理体制、監査体制の充実強化が事務リスク管理上の重要課題と捉え、事務リスク管理の基本方針である「事務リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、事務ミス等の発生状況や損失情報等の収集、事務ミス等の発生原因の分析・評価を行い、必要に応じて事務手続の見直しや営業店に対する注意喚起の実施等の対応策を講じるなど適切な管理を行っております。

事務管理面では、正確・迅速な事務処理体制の向上を図るため、事務統轄部による臨店指導の実施、研修会の開催などを行っております。また、監査部による総合監査についても、内部監査機能の充実・強化を図り、事務処理状況の点検にとどまらず、事務リスクを含めたリスク管理態勢を総合的に監査しております。

②システムリスク管理

当行は、コンピュータシステムの安定稼働をシステムリスク管理上の最重要課題と捉え、システムリスク管理の基本方針である「システムリスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、システムの障害・不備、システムの不正使用にかかる情報等の収集・分析を行い、必要に応じてバックアップ機の設置、ネットワークの二重化の実施等の対応策を講じるなど適切な管理を行っております。

システムの安全性確保に向けた取組みとして、電算センター（泉センター）には、「3次元免震床」を採用し、また、オフサイトバックアップシステムを確保するなど天災・人災等に備えた万全のセキュリティシステムを構築しております。

さらに、システム・データ保護に関する規定等を整備し、全役職員に対し周知徹底するとともに、その遵守状況については監査部が定期的に監査を行っております。特に個人データについては、個人情報の保護に関する法律の基本理念に従いつつ、「個人データ管理基準」を制定し、適切な管理を行っております。

平成24年10月には、システム障害発生時の対応態勢を強化する観点から「システム障害対策本部規定」を制定しており、今後とも必要に応じ適切な対応を行ってまいります。

なお、当行では、ITコストの削減等の観点から、株式会社横浜銀行、株式会社北陸銀行および株式会社北海道銀行によるシステム共同化グループ「MEJAR」に、平成28年1月から共同利用行として新たに参画いたしますが、安全かつ円滑なシステム移行を行うため、適切な管理を行ってまいります。

③法務リスク管理

当行は、法令等の遵守状況が十分でないこと、および取引の法律関係に不備・不確実な部分があることにより損失を被る法務リスクの管理について、その基本方針である「法務リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、事故・苦情等にかかる情報の収集・分析を行い、必要に応じて対応策を講じるなど適切な管理を行っております。また、法令等遵守態勢の整備・強化を図るため「コンプライアンス委員会」を設置し、委員会の下部機関として「コンプライアンス部会」、本部各部および営業店に「コンプライアンス推進委員会」を設置し、法令等遵守に係わる事項に関する情報の共有・意見交換等を行うとともに、注意喚起および教育・啓蒙を実施しております。

④人的リスク管理

当行は、人事労務上の問題等に起因して損失を被る人的リスクの管理について、その基本方針である「人的リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、専門的な技術・知識の特定の行員等への集中、行員等の傷病による職場離脱および行員等の中途退職にかかる情報の収集・分析を行い、必要に応じて対応策を講じるなど適切な管理を行っております。

専門的な技術・知識の特定の行員等への集中状況にかかる対応としては、所属部署内でのOJT・ジョブローテーションを通じた代替者育成による互換性の向上に努めております。行員等の健康管理については保健師等による巡回健康相談を実施するほか、各種研修会を通してメンタルヘルス関連の講義を実施するなど、心身両面からの健康管理対策を推進しております。

⑤有形資産リスク管理

当行は、災害や資産管理の瑕疵等の結果、有形資産の毀損により損失を被る有形資産リスクの管理について、その基本方針である「有形資産リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、有形資産の洗い出し、建物の耐震診断、自家発電設備の設置状況等停電対策の評価等を行い、必要に応じて建替および改修工事計画等の対応策を講じるなど適切な管理を行っております。

有形資産については、取得、賃借の開始等の変動が発生した都度、ならびに年度毎および必要に応じて、「有形資産リスク評価シート」により、耐震性、停電対策の適切性、セキュリティー対策の適切性、老朽化対策の適切性の観点からリスクの評価を行っております。

⑥風評リスク管理

当行は、市場や顧客の間における事実と異なる風評によって損失を被る風評リスクの管理について、その基本方針である「風評リスク管理方針」およびリスク管理にかかる各種規定等を定め、風評情報の収集や風評内容の評価を行うなど適切な管理を行っております。マスコミやインターネット等において風評の発生が確認された場合は、必要に応じて、風評リスクの回避や削減のため、「事実と異なる風評の否定」、「事実の公表」、「事実と異なる風評の発信源の特定および法的措置」等の対応策を講じ、迅速かつ適切な対応により事態の收拾・沈静化を図ることとしております。

⑦アウトソーシングに伴うリスク管理

当行は、外部に委託した業務に関して、委託先において事務ミスやシステムトラブル等が発生し、当行または当行の顧客が不測の損失を被るアウトソーシングに伴うリスクの管理について、その基本方針である「アウトソーシングに伴うリスク管理方針」およびリスク管理にかかる関連規定等を定め、リスクの発生源が当行から委託先に振替わるなどの特性を踏まえた適切な管理を実施しております。

アウトソーシング先の選定に際しては、「アウトソーシング先の評価にかかるチェックリスト」により、アウトソーシング先の安全性・信頼性等の評価を行ったうえで業務委託契約を締結しているほか、委託後においても、定期的もしくは必要に応じて、「アウトソーシングにかかる点検報告書」に基づく業務委託契約の実施状況のモニタリングを行っております。モニタリングの結果、業務委託契約の実施状況等に懸念が生じた場合は、改善指導、アウトソーシング先の変更等の対応を行っております。

⑧災害等偶発事態発生によるリスク管理

当行は、災害等偶発事態発生により業務に支障をきたし、損失を被る災害等偶発事態発生によるリスクの管理について、その基本方針である「災害等偶発事態発生によるリスク管理方針」およびリスク管理にかかる関連規定等を定め、災害等偶発事態発生にかかる情報等の収集・分析を行い、必要に応じて災害等の緊急時に対応した訓練の実施やリスクの削減に資する防犯・防災設備および機器等の設置等の対策を講じるなど適切な管理を行っております。

地震、風水害等の自然災害については、気象庁等が公表する統計データ等の情報、火災、各種犯罪等の人的災害については、消防庁および警察庁等が公表する統計データ等の情報を定期的および必要に応じて収集し、災害の規模および発生地域等から業務への影響を分析しております。

F. 業務継続体制の整備

当行では、大規模地震や風水害、新型インフルエンザ、またはシステム障害等の緊急事態発生時における基本的な行動原則を明確にするため「災害等緊急時対応プラン」を制定しております。「災害等緊急時対応プラン」には、当行が不慮の災害等により損害を被り、銀行業務が通常どおり果たせなくなった場合においても、金融機能の維持の観点から必要最低限の業務を継続するため、あるいは早期に再開・復旧をはかるために必要な「業務継続計画」を定めており、業務継続体制の整備に努めております。

東日本大震災では、予見をはるかに超える被害を受けたことを踏まえ、平成24年4月、想定するリスクおよび被害を東日本大震災規模に引き上げたうえで見直しを図り、地域における金融機能を維持できるよう、業務継続体制の一層の強化を図りました。

また、平成25年3月には、大規模災害の発生時における業務継続のバックアップおよび行員の安全等を確保する観点から、山形銀行と災害時における相互協力に関する協定を締結しており、被災した銀行からの要請に基づき、人員の派遣、物資等の供出および施設の提供を行うこととしております。

その他、「災害等緊急時対応プラン」の実効性を確認するため、定期的な災害訓練や業務継続訓練を実施しております。